



**子どもと若者のセーフガーディング
最低基準のためのガイド**



目次

子どもたちの声	3
発刊によせて	5
ことばの定義	6
本ガイドの制作にあたって	7
背景と課題	8
○ 子どもと若者のセーフガーディングとは	
○ 歴史的背景	
○ 日本の NGO のための基準とガイドづくり	
○ 子どもの虐待・搾取や有害行為について	
最低基準の考え方	13
○ なぜ最低基準が必要なのか	
○ 子どもの権利の理念に基づく	
○ 最低基準の適応範囲	
○ 最低基準の位置づけ	
○ セルフチェックの推奨	
最低基準一覧表	15
最低基準の項目解説	17
1. 子どもと若者のセーフガーディングのための組織的予防や対応に関する指針が策定されている	17
2. 子どもや若者への適切・不適切な接し方の見極め方についての手引きとなる文書がある	20
3. 子どもと若者のセーフガーディングの対策が、実務的な手続きや制度に組み込まれている	22
4. 子どもと若者のセーフガーディングのリスク分析と軽減策がある	24
5. セーフガーディングに反する問題や懸念があった際に、相談・通報を受け対応する手続きが明確になっている	28
6. 人材募集手続きに子どもと若者のセーフガーディングの観点が適切に盛り込まれている	32
7. 役職員や関係者の役割や責任が明確化され、またその履行を推進する体制がある	34
8. 役職員や関係者は、子どもと若者のセーフガーディングに関する研修を受け、各人の役割と責任を理解している	36
9. パートナー団体や支援対象地域、そして子どもや若者自身が、子どもと若者のセーフガーディングについて理解をしている	37
10. 子どもと若者のセーフガーディング対策について、定期的なモニタリングや見直しを行い、実践から得た学びを反映している	41
11. 個人情報保護に留意配慮しつつ、しかるべき関係機関への報告と記録管理が行われている	43
よくある質問	45
あとがき	48
巻末資料	49
○ 子どもと若者のセーフガーディング最低基準チェックリスト	
○ 参考資料一覧	



© Natsuki Yasuda/Dialogue for People

コラム一覧

グラフとコラム	子どもの虐待に関する国際的な統計	12
隣の NGO その 1	寄付者・支援者への周知と理解をどう進める？	18
隣の NGO その 2	クイック・レファレンス	18
ここがポイント！	24 時間 365 日、プライベートにも求められる規範	20
隣の NGO その 3	支援者が現地を訪問するときは	21
隣の NGO その 4	海外からの招聘前のリスク分析	24
隣の NGO その 5	リスク分析を通じて意識を共有する	26
隣の NGO その 6	あらゆるコミュニケーションから子どもを守る	27
隣の NGO その 7	相談した内容はどう扱われるのか？	29
隣の NGO その 8	重大性レベルに応じた対応を決める	30
ここがポイント！	援助団体を狙う性加害者	33
隣の NGO その 9	不安や迷いについて話し合う	35
ここがポイント！	パートナー団体との事業で深刻な問題が起こったら・・・	38
ここがポイント！	性的虐待が通報されないのはなぜ？	39
ここがポイント！	子どもや若者からの声を聴くには	40
隣の NGO その 10	3 年をかけてのコミットメント	42
資料	リスク分析表（例）	25
	報告対応のフローチャート（例）	31

子どもたちの声

国際協力や人導支援の陰で、虐待や搾取を受けている子どもや若者がいることを知っていますか。その活動の中で、差別が行われたり、大切な命や安全が脅かされてしまうこともあります。子どもたち・若者たちの声を、聴いてください。そして、この現実を変えるためのページを開いていきましょう。

被害に遭ったことを誰かに話してしまうと、ちゃんとした女の子ではないと思われたり、いけない子だという噂が村じゅうに広がってしまう。そして、誰とも結婚できなくて、誰からも世話をしてもらえなくなる。だから、女の子たちは何があっても秘密にして、絶対に誰にも相談したりしないよ。
(南スーダン、少女)

物資配給の時に一部の子たちがえこひいきされる。支援物資が十分ないときには、先生に気に入られている生徒たちだけに配られるんだ。
(ギニア、子をもつ少女)

ある晩、友達と宮殿の近くを歩いていたら、人道支援団体の人たち2、3人に会った。その中の一人が声をかけてきて、自分たちのペニスを見せながら、それを舐めたら100グルード(2.8米ドル相当)とチョコレートをあげると言ったんだ。私は嫌だと断ったけど、言うことをきいて金をもらった子もいる。
(ハイチ、少女)

その援助団体がここでの活動を中止することになったら困るとみんな思っている。だから、誰もそんなことを報告したりしないよ。だって、ぼくらには援助が必要だから。
(南スーダン、少年)

私たちは、ここでの自分たちの権利なんて知らない。もしも私たちの権利についてきちんと知らされていたら、その問題を解決するために何かできることをしただろう。

(コートジボアール、男性)

道端で寝ている幼い女の子がいたんだけど、彼女を利用して金儲けをしようとする奴らが、その女の子を NGO で働いているある男のところへ連れていったんだ。女の子は1米ドルをもらって、うれしそうだった。それは、夜中の2時頃の話。そして男は女の子をどこかに連れて行ってレイプした。翌朝、その子は歩くことすらできなかった。
(ハイチ、少年)

この地域では、男の子がレイプされたことはとてつもないレッテルを貼られることになる。だから、少年たちは誰にも話せない。たとえ家族に話したとしても、恥と恐れがあるから、絶対に人に話したりしないように家族みんなでその子を説得するんだ。
(ギニア、若者)

もしも NGO ワーカーの誰かについて通報などしたら、その人とトラブルになるだけではすまない。他のスタッフからも何をされるかわからないよ。
(リベリア、若者)

女性や子どもに対する暴力が起こったとき、「日本ではそんなことありえない」「治安が悪いイメージになるので公にしないでほしい」と言われた。
(日本、震災被災者)

出典

UNHCR and Save the Children-UK (2002). *Note for implementing and operational partners on sexual violence & exploitation: The experience of refugee children in Guinea, Liberia and Sierra Leone based on initial findings and recommendations from assessment mission*

Csaky, C. (2008). *No one to turn to: The under-reporting of child sexual exploitation and abuse by aid workers and peacekeepers*. UK: Save the Children Fund.

東日本大震災女性支援ネットワーク (2015). 東日本大震災「災害・復興時における女性と子どもへの暴力」に関する調査報告書(改)

参考ホームページ: <http://risetogetherjp.org>

Save the Children International (2019). *Hope for a better tomorrow: Children's voices from Bor and Juba, South Sudan*. Kenya

発刊によせて

国際協力 NGO センター（JANIC）は、貧困・飢餓、環境破壊、紛争、災害など、国境を超える社会的な課題を解決するため、日本の NGO をはじめ、政府や企業など様々なアクターとの連携に努めてきました。そして、組織の運営能力やアカウンタビリティの強化、人材育成などにも力を注いできました。しかしながら、昨今、重大な国際課題となっているセーフガーディングや性的搾取・虐待の防止（Protection from Sexual Exploitation and Abuse）については、NGO の存在そのものが問われる重要な問題であるにも関わらず、日本ではまだ十分な取組がなされているとは言い難い側面があります。

国際協力や人道支援の場において、その関係者が子どもの権利を軽視したり若者を裏切ったりすることは断じて許されません。JANIC としてもこれを喫緊の取組課題ととらえ、「子どもと若者」を最優先としたセーフガーディングの取組を促進することとしました。本ガイドは、その取組の一環として制作していただいたものです。国際的な基準を踏まえ、さらに先駆的な取組事例も紹介されているので、これから取り組もうとする方々にも参考にさせていただけると思います。国際協力を携わる全ての組織と全の人々がセーフガーディングの責任と役割を果たせるよう、ぜひとも多くの方々に本ガイドをご利用いただきたいと思います。

最後となりましたが、外務省国際協力局民間援助連携室主導による「令和元年度 NGO 研究会」のテーマとして、「日本の国際協力 NGO における『セーフガーディング』の取組促進のための提言とガイドラインの作成」を採択いただき、多くの NGO に学びと普及の機会をいただけたことを大変ありがたく感じています。また、本事業を受託しこの取組のリード役を担っていただいたセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンには格別の感謝を申し上げますとともに、本ガイドの協働制作にご尽力いただいた ACE（エース）、チャイルド・ファンド・ジャパン、プラン・インターナショナル・ジャパン、ワールド・ビジョン・ジャパンの皆様にも心よりお礼を申し上げます。

特定非営利活動法人
国際協力 NGO センター（JANIC）
理事長 本木 恵介

ことばの定義

本ガイドにおいては、主なことばを以下のように定義します。

子ども

18 歳未満のすべての人を指します。¹

若者

子ども期から自立したおとなになるまでの移行期にあたり、そのため他の年齢グループより流動的に捉えられます。なお、国連が統計的に使用する際は、15 歳から 24 歳までの年齢グループを指します。²

子どものセーフガーディング

組織の役職員や関係者によって、また事業活動において、子どもにいかなる危害も及ぼさないよう、つまり虐待・搾取や危険のリスクにさらすことのないよう努めることであり、万一、活動を通じて子どもの安全にかかわる懸念が生じたときには、しかるべき責任機関に報告を行い、それを組織の責任として取り組むことです。³

（本ガイド p.8 にも詳しく説明しています）

子どもの保護

人道支援における「教育」「保健」「栄養」などに並ぶ分野の一つであり、子どもの守られる権利を保障する活動の全般を指します。子どもに対する虐待、ネグレクト、搾取および暴力を予防し対応する活動の総称です。⁴

¹ 国連子どもの権利条約（1989）

² UNDESA, *Definition of youth*,

参照ウェブサイト：<http://www.un.org/esa/socdev/documents/youth/fact-sheets/youth-definition.pdf>

³ Keeping Children Safe（セーフガーディングの活動に特化した国際的 NGO の団体名称）による定義。Keeping Children Safe（2014）.
Child safeguarding standards and how to implement them

⁴ セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン（編）（2018）. *人道行動における子どもの保護の最低基準 日本語版*

本ガイドの制作にあたって

国際協力や緊急人道支援に携わる NGO は、世界各地で、困難な境遇に生きる人々の権利を保障し、様々な社会課題の解決に向けて取り組んでいます。とりわけ子どもや若者、あるいは被災者や難民などの立場の弱い人々に寄り添い、人々が豊かに共生する社会について模索することをその使命としているはずですが、残念ながら、こういった国際協力の場においてさえ、活動に携わるスタッフや関係者の故意または不注意によって、子どもや若者たちに取返しのつかない傷を負わせてしまう現実があります。支援する立場の援助関係者がその地位や権力を濫用し、暴力や性的搾取等によって子どもや若者を苦しめ、癒しがたい深い傷を負わせるという深刻な問題が、近年、世界各地から報告されています。人道支援活動やその組織に対する期待や信用を裏切り、人々の心を踏みにじる行為は断じて許されません。しかし、単に加害行為に及んだ個人を嫌悪し糾弾するだけでは、この問題の解決は望めません。国際協力に携わる全ての組織と、全ての関係者がこの現実に向き合い、予防と再発防止、そして被害を乗り越え回復に向かおうとする子どもたちのために最善を尽くすことが責務と言えます。

この課題に対する取組は「子どものセーフガーディング」または「子どもと若者のセーフガーディング」と呼ばれ、具体的な知見も徐々に蓄積されつつあります。日本においても取組を広く推進していくためには、NGO ネットワークにおいて共通する基準を持つことが必要ではないかとの提起があり、この「子どもと若者のセーフガーディング最低基準のためのガイド（以下、本ガイド）」の制作に至りました。各団体が取り入れるべき制度や目指すべき基準を明らかにし、さらに実践に役立てるための考え方や有益な参考情報をコンパクトに集約するよう努めています。

本ガイドは、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが受託した外務省の令和元年度 NGO 研究会「日本の国際協力 NGO における『セーフガーディング』の取組促進のための提言とガイドラインの作成」事業の一環として、国際協力 NGO センター（JANIC）の「子どもと若者のセーフガーディング・ワーキンググループ」⁵のメンバーが共同作成しました。制作にあたっては、昨今のセーフガーディングや性的搾取・虐待の防止等に関する国際動向を踏まえ、主な国際的ガイドラインを参考にし、さらに先駆的な実践団体からの提言をもとに議論を重ねました。

⁵ 国際協力の場に乗じた虐待と搾取などの権利侵害から子どもたちを守るためのセーフガーディングの取組を推進することを目的とした、JANIC 正会員の有志によるワーキンググループ。本ガイド制作時には、ACE、国際子ども権利センター、チャイルド・ファンド・ジャパン、プラン・インターナショナル・ジャパン、ワールド・ビジョン・ジャパン、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、および国際協力 NGO センター事務局が登録している。

背景と課題

○ 子どもと若者のセーフガーディングとは

「子どものセーフガーディング」は、組織の役職員・関係者によって、また事業活動において、子どもにいかなる危害も及ぼさないよう、つまり虐待・搾取や危険のリスクにさらすことのないよう努めることであり、万一、活動を通じて子どもの安全にかかわる懸念が生じたときには、しかるべき責任機関に報告を行い、それを組織の責任として取り組むこと、と定義³されています。

子どもの権利条約にも謳われているとおり、全ての子どもには守られる権利があります。援助関係者によってなされる人為的な有害行為だけでなく、無知や過失によるものや、偶発的な事故のリスクからもしっかりと守ることが求められます。また、セーフガーディングの取組範囲は幅広く、リスク削減や安全な事業設計から、人材採用、スタッフへの啓発、通報制度、事案調査や人事処遇、再発防止までの幅広い要素からなり、包括的な取組が必要とされています。

言い換えると、セーフガーディングとは、役職員や関係者が、日々の事業や運営において、子どもや弱い立場の人々の尊厳を傷つけたり、危険にさらしたりすることのないように、組織として取り組むべき責任なのです。守るべき対象としては、子どもだけでなく、若者、おとなの事業受益者や、弱い立場にある人を広く含めるべきなど、様々な議論が展開されているところです。さらには援助関係者の被害も課題です。本ガイドの制作にあたっては、セーフガーディングの対象をより広義に捉える昨今の動きを歓迎しつつも、まずは「子ども」と「若者」に対するセーフガーディングの基準策定とその実施を優先することとしました。最も影響を受けやすい子どもへの支援を優先するとともに、おとなへの移行期にある若者に対しても特別の配慮と取組が必要と考えるからです。

○ 歴史的背景

国際協力の分野においては、2000 年代初めに西アフリカ地域で、国連職員から地域リーダーに至るあらゆる層の関係者により、子どもに対する性的搾取・虐待が広く横行していることが顕在化しました。当時の国連事務総長のコフィ・アナン氏は、この問題を受け、「性的搾取と性的虐待からの保護を図る特別措置に関する国連事務総長公示」⁶を発表しました。人道支援の影で見逃されてきたこのような人権侵害を一切許容しないという決意を表明し、国連および連携団体や個人と協力して性的搾取・虐待の予防のための具体策に着手するというものです。開発の現場で活動を実施する NGO 側も「子どもの保護指針」を団体内に制定するなどして問題を削減するための施策に着手しました。さらにその動きは、組織の責任や手続きを明確に打ち出す「セーフガーディング」と呼ぶ包括的な取組として徐々に発展してきました。

しかしながら、目下の取組は十分機能していないとの指摘が重なり、援助セクターの姿勢に対して厳しい批判が集まっています。2018 年 2 月には、ハイチ地震の緊急対応支援に携わったある国際 NGO のシニア・スタッフが現地の被災者を買春したとされる問題が多くの国際メディアで報道され、厳しい非難を受けました。

⁶ UN Secretary-General (2003). *Secretary-General's bulletin: Special measures for protection from sexual exploitation and sexual abuse*, 参照ウェブサイト：<https://www.refworld.org/docid/451bb6764.html>

このできごとは特定の団体で起きた不祥事としてのみ捉えるべきではなく、長らく国際社会が軽視し、あるいは目をそらし続けてきた大きな氷山の一角にやっと社会の関心が注がれたと受け止めるべきでしょう。水面下に潜む氷山の塊の本当の姿や大きさをまだ十分に推し量ることもできていません。

この事態を受け、英国を拠点とする 22 の援助団体は 2018 年 2 月に「セーフガーディングについてのさらなる行動のためのコミットメント (Charities Commit to Taking Better Action on Safeguarding)」を英タイムズ紙に掲載し、翌 3 月には 32 の NGO と英国政府が共同でセーフガーディングの基準を見直すという共同コミットメントを発表しました。

2018 年 6 月、経済協力開発機構 (OECD) の開発援助委員会 (DAC) は、開発協力における性的搾取・虐待 (SEA) を防止すること目的にした有識者グループ会議を立ち上げました。英国では、同 5 月と 10 月に、国際開発省 (DFID) が NGO と合同で、国際機関や各国政府の二国間援助機関の関係者を招いてセーフガーディング・サミットを開催し、この問題に対する取組の強化を表明するとともに、被害者やサバイバーの支援の拡充を誓いました。このサミットにおいては、22 か国の政府が、「国際協力における性的搾取・虐待、セクシャル・ハラスメントの問題解決に取り組む合同コミットメント」⁷ を発表しており、これには日本政府も名を連ねています。さらに、いくつかの国際機関では事業実施の際の契約相手に対して、セーフガーディングの取組条件を見直す動きも進んでいます。

○ 日本の NGO のための基準とガイドづくり

日本では、2018 年 5 月に JANIC 加盟団体の有志が「子どものセーフガーディング勉強会」と称したインフォーマルな学びのネットワークを立ち上げました。それ以前より、セーフガーディングの取組を重ねてきた団体もありますが、ネットワークを通じて日本の NGO 全体の課題として取り組んでいく必要がありました。この勉強会は後に JANIC の「子どもと若者のセーフガーディング・ワーキンググループ」に移行し、本ガイドの制作をはじめ、日本の NGO におけるセーフガーディング推進のための様々な試みを進めることになりました。

国内では、この分野の文献や専門家が非常に限られています。誰もがすぐに活用できるような、日本語でまとめられた基準もないというのも一つの現実でした。セーフガーディングの対象については、おとなの受益者や立場の弱い人々、あるいは援助関係者間のハラスメントも含めるべきという動きもあるように、本来は、子どもや若者だけに限定されるべきものではありません。団体の実態に即して、例えば年齢を問わず広く取り組むという考え方もあるでしょう。しかし、限られた時間や予算の中でセーフガーディングの取組をより効率的かつ確実に進めていくために、まずは「子どもと若者」を焦点とした取組から着手することで合意しました。そして、セーフガーディング・ワーキンググループの前身となった勉強会の有志メンバーによる議論を重ね、2019 年 1 月に「子どもと若者のセーフガーディングのための最低基準 (ミニマム・スタンダード)」としてまとめました。

本最低基準は、日本の援助団体が「子どもと若者のセーフガーディング」に取り組むにあたって最低限必要とされる基準と、そのための具体的な取組方法や考え方を示したものです。内容は、以下を始めとする国際的なスタンダードを元に作成されています。

⁷ *Commitments made by donors to tackle sexual exploitation and abuse and sexual harassment in the international aid sector* (2018). 参照ウェブサイト: <https://www.gov.uk/government/publications/donors-commitments-to-tackle-sexual-exploitation-and-abuse-and-sexual-harassment-in-the-international-aid-sector>

- ・ Keeping Children Safe (2014). *Child safeguarding standards and how to implement them*
- ・ IASC (2016). *Minimum operating standards: protection from sexual exploitation and abuse by own personnel*
- ・ CHS Alliance, Group URB and the Sphere Project (2014). *Core humanitarian standard on quality and accountability*

さらにこの度、外務省の令和元年度 NGO 研究会の事業の一環として、最低基準を具体化していくための解説や補助資料をまとめた本ガイドを制作することとなりました。子どもや若者たちを虐待・搾取や危険から守るためのセーフガーディングの取組は、国際協力に関わるあらゆる組織と人々の自覚と責任において進めていかなくてはなりません。ぜひ、そのための案内役として本ガイドを活用していただくことを期待しています。JANIC の会員団体のみならず、その連携パートナーや、助成機関などにも参照していただき、役立てていただきたいと思います。また、いずれは国内外で子どもの権利の実現に尽力している国内の NPO や、ユースの活動を推進する様々な団体にも活用していただくものとなれば幸いです。

○ 子どもの虐待・搾取や有害行為について

子どもの虐待はとても複雑な問題です。その行為や状態を虐待であると捉えるかは、その国の文化や宗教、伝統や考え方、あるいは個人個人の経験や感覚にもある程度左右され、ある人は虐待だと考えても、またある人はそうではないと感じるということも起こり得ます。状況も様々で、家族間、組織の中、支援対象地域内、そしてメディアの中やオンライン上で、虐待は起こり得ます。加害者はおとなとは限らず、子どもが加害を行うこともあります。ひとりでの行為もあれば複数人によるものもあります。

虐待の種類やその定義については、様々な組織が定めています。どれを採用するのかは、事業地や事業内容などの文脈を踏まえ、組織によって検討される必要があります。日本では「児童虐待の防止等に関する法律」を引用することも多いですが、本ガイドにおいては、家庭内虐待より国際協力活動で起こり得る状況をより重視し、セーフガーディング専門 NGO である Keeping Children Safe⁸ による有害行為の定義⁹ を紹介します。

身体的虐待

おとなか子どもかに関わらず、誰かの身体を実際に傷つけること、もしくは身体を傷つける可能性のある行為を行うこと。叩く、揺さぶる、有毒物を与える、溺れさせる、火傷させるなどが含まれます。また、親や保育者などが虚偽の傷や症状をつくりあげることや、故意に子どもを病気にすることも含まれます。

性的虐待

子どもが理解していなかったり同意せざるを得ない状況で、無理やり、もしくは、そそのかして子どもに性的行為をする、またはさせること。レイプ、オーラルセックス、マスターベーションやキス、押し付ける、触るといった性器の挿入を伴わない行為なども含まれ、またこの限りでもありません。さらに、性的なものを見せる、子どもを使って性的な写真や画像を作成する、性的に不適切な態度を子どもにさせることも含まれます。

⁸ 西アフリカにおける援助関係者による子どもの虐待の報告書を受けて設立された団体。あらゆる組織が活用できる包括的で国際的な子どものセーフガーディング・スタンダードを開発、推奨している。

⁹ Keeping Children Safe (2014). *Child safeguarding standards and how to implement them*, p.5, 参照ウェブサイト: <https://www.keepingchildrensafe.org.uk/how-we-keep-children-safe/capacity-building/resources/child-safeguarding-standards-and-how-implement>

性的搾取

お金、ギフト、食料、住居、みせかけの愛情、社会的地位など、子どもやその家族が必要なものと引き換えに、子どもに性的な行為をさせること。多くは、子どもと親しくなる、信頼を得る、ドラッグやアルコールを与えるなどして、巧みに子どもを操り強要することで行われます。両者の間には、同意があったと主張されることがありますが、力関係が不均衡である場合には、被害者側には限られた選択肢しか与えられていないため、同意があったとはみなされません。

ネグレクト・養育怠慢

子どもの身体的・精神的・道徳的発達に悪影響を及ぼしかねないほど、継続して子どもの基本的な要求を満たさないこと。子どもを適切に養育・監督せず危険から守らないこと、栄養のある十分な食事を与えないこと、安全に暮らしたり働く環境を提供しないこと、妊娠中の母親が薬品やアルコールを不適切に服用することやそれを容認すること、障害のある子どもの世話を行わなかったり不適切に扱ったりすることなども含まれます。

心理的虐待

子どもの心理発達に影響を及ぼすほど、継続して心理的に不当に扱うこと。行動を制限する、貶める、辱める、いじめる（オンライン上のいじめも含む）、脅す、怖がらせる、差別する、ばかにすることなどが含まれます。

商業的搾取

子どもの心身の健康、教育、モラル、社会的・情緒的発達を阻害するほど、他者の利益のために子どもを仕事やその他活動に従事させること。児童労働（義務教育を妨げる労働や、法律で禁止されている18歳未満の危険で有害な労働をさす）などが含まれます。

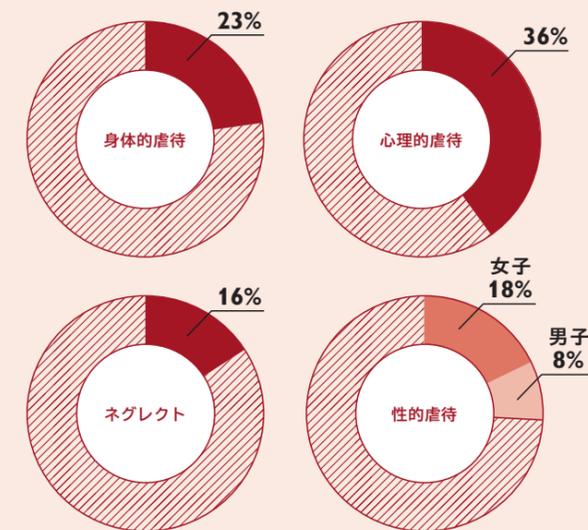
なお、日本語の「虐待」という言葉は、家庭内虐待の文脈で使われることや、「しつけ」の域を超えた、陰湿で凄惨な行為といったニュアンスを伴って使用されることがあります。しかしここでは、支援事業や援助に従事する役職員やボランティア等によってもたらされる、子どもや若者に対するあらゆるレベルの不適切な言動を想定して議論を進めます。性的搾取・虐待は言うまでもなく、体罰や暴言、差別、ネグレクトなどについてもしっかり取り組む必要があります。故意も過失によるものも対象とします。

さらに、国や地域によっては、何が子どもや若者にとって有害であるかについて異なる考え方のところもあり、現地の慣行や伝統風習が、セーフガーディング指針や行動規範と矛盾することがあるかもしれません。その地域特有の問題（例えば、体罰、早すぎる結婚、女性器切除など）は、慣行そのものを防止する取組が必要となり、それは「子どもの保護」活動の一環となります。しかし、役職員やボランティアがそれらに関与した場合には、「子どもと若者のセーフガーディング」の枠組みの中で、厳しく対処することになります。地域の慣行や風習として広く行われている有害行為については、あらかじめ役職員や関係者に対する研修において丁寧に説明し、場合によっては行動規範などに明文化することも望まれます。

子どもの虐待に関する 国際的な統計

国際的な子どもの虐待被害調査

子どもにとって、虐待の被害はとて身近な問題です。世界保健機関（WHO）による近年の国際的調査¹⁰では、子ども時代に何らかの虐待を受けたことがある子どもたちの割合が、右のように示されました。世界中で、約4人に1人は身体的虐待を受け、心理的虐待においては、3人に1人との報告がされています。女子の5人に1人が、男子の13人に1人が、子ども時代に性的虐待の被害を経験しています。さらに、性的マイノリティの子どもたちの実態は、この統計では見えてきませんが、そのことも強く意識する必要があります。



¹⁰World Health Organization(2016). *Inspire: Seven strategies for ending violence against children*.
参照ウェブサイト：<https://apps.who.int/iris/bitstream/handle/10665/207717/9789241565356-eng.pdf?sequence=1>, および World Health Organization(2017). *Child maltreatment: The health sector responds*.
参照ウェブサイト：https://www.who.int/violence_injury_prevention/violence/child/Child_maltreatment_infographic_EN.pdf?ua=1

最低基準の考え方

○ なぜ最低基準が必要なのか

子どもの権利条約をはじめ、子どもの福祉や保護に関する法令や基準は少なくありません。そのうえで、あらためて子どもと若者のセーフガーディングに特化した最低基準が必要とされた背景は、すでに述べたとおり、私たち援助活動に携わる者も子どもへの加害と決して無縁ではないからです。子どもの権利の促進に直接・間接的に大きな役割を果たすべき援助団体において、その活動理念に反する行為を許す状況はあってはなりません。

本ガイドで紹介する「子どもと若者のセーフガーディング最低基準」は、子どもたちを取り巻く多様かつ複雑なリスクを未然に回避し、子どもを守るうえで有効な体制や手続きを11項目にまとめたものです。子どもに対する虐待・搾取や危険についての捉え方は、国や地域、文化、慣習、個々人の育った環境や経験によっても異なります。組織内外の関係者が子どもや若者の安全を高めるために、「最低基準」に沿って取組を整備することが有効です。この中には、「セーフガーディング」という言葉を意識せずとも、多くの組織で取り入れられている手続きもあります。馴染みのある手続きも含め、あらためて「セーフガーディング」というレンズを通して、組織の体制や諸手続きを眺め、子どもや若者をよりよく守るために強化したい点、加えたい点を確認することができるように「最低基準」のリストが作成されました。

子どもと若者のセーフガーディング最低基準を持つことの利点は、以下の3点です。

- ・子どもと若者が守られる
- ・組織の役職員・関係者が守られる
- ・組織に対する信用が守られる

○ 子どもの権利の理念に基づく

「子どもと若者のセーフガーディング」の根底をなす考え方は、子どもの権利条約に元をたどります。セーフガーディング最低基準が拠り所とすべき考え方は、この権利条約の考え方に基づき以下の5点に集約することができます。¹¹これらは、組織がセーフガーディングに取り組む意義、理由と言い換えることもできます。

- ・すべての子どもは、等しく守られる権利を持っている
- ・すべての人には、子どもの守られる権利を保障する責任がある
- ・組織には、その活動に関わる子どもと若者を危害から守る注意義務がある
- ・組織がパートナーと協働する場合、子どもの守られる権利をパートナー団体が保障できるようサポートする責任がある
- ・子どものセーフガーディングにおいて最優先とされるべきは、子どもの最善の利益である

○ 最低基準の適応範囲

本最低基準は、国際協力や緊急人道支援等に取り組む日本のNGOやNPOに適用することを想定して作られており、各組織の支部や海外事務所、およびすべての活動地をカバーする必要もあります。

また、各々の組織においては、役職員と関係者（インターン、ボランティア、訪問者、会員、寄付者、外部専門家・講師、取材記者や通訳等）、パートナー団体（協働する現地NGO、物資調達や各種サービスを担う委託業者・団体等）が、セーフガーディング指針や行動規範を遵守するよう周知し、人材育成も図っていく必要があります。各組織の活動内容や子どもへの影響を踏まえて、セーフガーディング指針にその適応範囲を明記しておくことが必要です。

○ 最低基準の位置づけ

既に記したように、本基準は国際的な複数のスタンダードを元に作成されています。日本の状況により即した内容にするため、JANIC加盟団体の有志によって発足した「子どもと若者のセーフガーディング・ワーキンググループ」により、日本の援助団体の実情を考慮しながら編成しました。本ガイドは、第一義的には、JANIC加盟団体での運用を目指して作成しましたが、さらに子どもと若者に関わる日本の団体に広く活用されることを期待しています。団体規模や活動内容に応じて優先すべき点を検討し、ネットワーク全体での効率的な学びと実践を進めていくことも重要です。

「子どもと若者のセーフガーディング」は、国際的にその重要性が認識され、国際的スタンダードも見直しが進んでいます。しかし、日本ではまだ各団体の主体性にゆだねられている状況で、国際的な動きと日本の取組がますます乖離していくことが懸念されています。本ガイドで説明する最低基準は、今のところ、どこかに実施状況を報告する義務は課されてはいません。しかし、援助活動の陰で子どもや若者たちを犠牲にするようなことがないよう、子どもや若者の支援に携わる全ての団体にセーフガーディングに取り組む義務と責任があると言えます。

○ セルフチェックの推奨

子どもや若者にとって真に安心で安全な支援活動を保障するには、包括的で持続的な取組が欠かせません。そのための費用や人材育成も必要となり、時間を要する課題もあります。セーフガーディングの導入と強化には数か月から複数年を要することもあるため、計画的で粘り強い組織のコミットメントが必要です。毎年定期的に取り組み状況をモニタリングすることが強く推奨されています。本書の巻末に、最低基準のセルフチェック用紙がありますので、取組の進捗や維持を定期的に確認していくためのツールとしてご利用ください。最優先事項には「★」をつけ、取組の優先度についての目安を示しました。

¹¹Keeping Children Safe(2014). *Child safeguarding standards and how to implement them*, p.10

最低基準一覧表

カテゴリー	NO	スタンダード	スタンダードのチェックポイント	
指針	1	子どもと若者のセーフガーディングのための組織的予防や対応に関する指針が策定されている	1-1	セーフガーディング指針が、子どもや若者を虐待・搾取や危険から守り得る適切な内容である。
			1-2	組織の意思決定部門によって指針が承認され、全ての役職員や関係者に適用されている。
			1-3	指針が適切な方法で発行され、広く周知、配布されている。
			1-4	パートナー団体や、子どもや若者、支援対象地に指針が周知・奨励され、その具体例が示せる。
			1-5	地域性を考慮し、指針が現地語に翻訳されている。
	2	子どもや若者への適切・不適切な接し方の見極め方についての手引きとなる文書がある	2-1	役職員や関係者に求められる言動や姿勢についての行動規範がある。
管理・手続き	3	子どもと若者のセーフガーディングの対策が、実務的な手続きや制度に組み込まれている	3-1	指針を実施するための、管理職の具体的な役割と監督責任が明らかにされている。
			3-2	戦略書、予算策定、人材雇用、事業管理、調達、パートナー契約、団体運営などの諸手続きに子どもと若者のセーフガーディングの要素が組み込まれている。
	4	子どもと若者のセーフガーディングのリスク分析と軽減策がある	4-1	リスクの分析と軽減が行われ、リスク対応策一覧表などの記録がある。
			4-2	広報活動やコミュニケーション媒体の使用による子どもや若者への影響が事前に、検討されている。
			4-3	広報活動における画像や事例掲載についてのルールやガイドラインがある。
	5	セーフガーディングに反する問題や懸念があった際に、相談・通報を受け対応する手続きが明確になっている	5-1	セーフガーディングの通報制度に関するガイドラインがある。
			5-2	組織内やパートナー団体との報告について、手順を示したフローチャートがある。
			5-3	法的機関、社会福祉機関、子どもや若者の保護機関など、外部の相談機関や連絡先について情報がまとめられている。

カテゴリー	NO	スタンダード	スタンダードのチェックポイント	
人材管理と育成	6	人材募集手続きに子どもと若者のセーフガーディングの観点が入っている	6-1	求人要項に子どもと若者のセーフガーディング対策の内容が含まれている。
			6-2	採用時に、子どもや若者への責任を果たすための適性を複数の手段で審査し、セーフガーディングの取組に対する理解や合意を確認している。
	7	役職員や関係者の役割や責任が明確化され、またその履行を推進する体制がある	7-1	就業規則や労働契約書（雇用契約書）等に子どもと若者のセーフガーディング遵守の義務が明記されている。または別途、遵守誓約書を交わしている。
			7-2	担当者とその業務内容が明確にされ、管理職がその遂行を支援している。
	8	役職員や関係者は、子どもと若者のセーフガーディングに関する研修を受け、各人の役割と責任を理解している	8-1	役職員や関係者は、子どもと若者のセーフガーディング指針と行動規範の内容を理解している。
			8-2	役職員や関係者は、懸念を感じた際の通報義務とその連絡先を知っている。
			8-3	研修計画、研修出席者記録、研修評価の記録がある。
	パートナー団体・外部資源	9	パートナー団体や支援対象地域、そして子どもや若者自身が、子どもと若者のセーフガーディングについて理解をしている	9-1
9-2				パートナー団体との合意書に、子どもと若者のセーフガーディングに関する責任事項が明記され、実践されている。
9-3				パートナー団体と交わす事業計画書・予算書・報告書に、子どもと若者のセーフガーディングに関する記述がある。
9-4				子どもや若者からの相談・通報を受けるための制度・仕組みがある。
9-5				子どもや若者が、セーフガーディングについての説明を受け、相談や通報の手段を知っている。
説明責任	10	子どもと若者のセーフガーディング対策について、定期的なモニタリングや見直しを行い、実践から得た学びを反映している	10-1	進捗管理や取組見直しのためのチェックリストがある。
			10-2	セーフガーディングの取組状況が定期的にモニタリングされ、その記録が残されている。
			10-3	実践と経験から教訓を導き、再発防止や施策強化が行われている。
	11	情報保護に留意しつつ、しかるべき関係機関への報告と記録管理が行われている	11-1	事案対応の進捗、結果、教訓が主な関係者に報告されている（外部機関への連絡も含む）。
			11-2	相談を含む全案件についての正確な記録と、アクセス制限などの情報管理がなされている。

指針

1 子どもと若者のセーフガーディングのための組織的予防や対応に関する指針が策定されている

子どもや若者、弱い立場におかれた人々の身体的・心理的安全と権利を守る環境をつくることは、援助団体の活動の根幹です。子どもと若者のセーフガーディング指針とは、組織が子どもと若者への虐待・搾取や危険を予防し、子どもと若者の保護に関する懸念が生じた時にとるべき対応と、整える体制を組織内外に明らかにする文書です。

1-1. セーフガーディング指針が、子どもや若者を虐待・搾取や危険から守り得る適切な内容である。

指針において、組織が子どもと若者の安全を脅かさない姿勢を表明することで、セーフガーディングの課題に取り組む組織の方針や位置づけを明確にすることが必要です。また、子どもや若者を取り巻く虐待・搾取や危険について、組織の統一した見解を記します。そのうえで、本ガイドの最低基準「管理・手続き」、「人材管理と育成」、「パートナー団体・外部資源」、「説明責任」の全分野を網羅し、「行動規範」（最低基準2-1 参照）を含む内容とすることによって、子どもと若者を守る組織の責任を明確に打ち出します。

1-2. 組織の意思決定部門によって指針が承認され、全ての役職員や関係者に適用されている。

運営責任層が指針の執行に対して責任を持つよう、意思決定部門において指針を承認する手続きをとりまします。また、指針の適用範囲は誰なのかについても、組織ごとに明らかにしておく必要があります。全ての役職員はもちろん、組織の活動に関与する関係者（ボランティアやインターン等）が適用範囲となるよう明記します。そうすることによって、子どもと若者だけでなく、これらの人々も守られ、組織と信用が守られることにつながります。

隣の NGO の取組を知ろう その 1

寄付者・支援者への周知と理解をどう進める？

役職員による指針の理解を図ることに加え、支援者に対しても、団体のホームページや機関誌などの広報資料を通じて子どものセーフガーディングの取組について告知することから始めています。ホームページからの支援申し込みの際は、指針と行動規範を遵守する意思表示をオンラインで確認できるようホームページのシステムを整えることも計画しています。

また、既存の寄付者・支援者については、子どもと接する活動に参加する場合から順番に、なるべく対面形式または電話で、指針と行動規範を説明する時間を設け、内容について質問を受けたうえで遵守誓約書への署名に進むような手続きを導入しています。

（チャイルド・ファンド・ジャパン）

隣の NGO の取組を知ろう その 2

クイック・レファレンス

私たちの団体には、日々業務を行う中でスタッフがセーフガーディングの適用範囲について疑問を感じたときに参照する下表のようなクイック・レファレンス（役職別の要件早見表）があります。縦軸はセーフガーディングの指針を履行する上での様々な要件、横軸は団体の関係者（役職員、ボランティア、

インターン、訪問者、請負・受託業者など）を示し、それぞれの関係者に最低限求められるセーフガーディングの要件を一覧にしたものです。この資料は、スタッフ一人一人がセーフガーディングを徹底する上で、非常に有用な資料となっています。

（ワールド・ビジョン）

セーフガーディングの最低基準	役職員	モニタリング用現地スタッフ	緊急災害支援スタッフ	臨時雇用者	インターン	ボランティア
セーフガーディング・ポリシーへの署名	YES		YES		YES	YES
「行動指針」と「コミュニケーション・媒体による悪影響の防止」への署名		YES		YES		
セーフガーディング研修（初回）	YES	YES	YES		YES	YES
セーフガーディング研修（再研修）	YES	YES	YES			YES
契約書へ「セーフガーディング行動指針」の添付				YES		
契約書へセーフガーディング事項の明記				YES		
採用選考時の適格性審査	YES	YES	YES	YES	YES	YES

ワールド・ビジョンの資料より抜粋

1-3. 指針が適切な方法で発行され、広く周知、配布されている。

組織の基本姿勢を示す文書として指針を公表することが、組織内外でセーフガーディングの意識を高めることにつながります。ホームページなどに掲載するほか、組織内においても職員会議や事業オリエンテーションなどを活用して、機会あるごとに指針に触れる場を設け、指針が具体的に実践され、浸透していくプロセスを促進します。セーフガーディングについて話し合われたことを会議記録に残し、実績として振り返ることも効果的です。

1-4. パートナー団体や、子どもや若者、支援対象地に指針が周知・奨励され、その記録が示せる。

パートナー団体、そして、活動に参加する子どもと若者を含む支援対象地の人々を対象に事業オリエンテーションや研修などを実施する際、指針を共有する時間を設けるなどしてその理解を図ります。いつ、どのように周知・奨励したかを記した活動報告など残し、後で確認できるようにしておきます。パートナー団体には、関係性に応じて、指針についての合意や擦り合わせを図ります（最低基準 9-2 参照）。指針が周知・奨励されることにより、子どもたちが自らの守られる権利を理解し、その権利が侵害された時に声をあげることができる環境をつくることにつながります。（最低基準 9-5 参照）

1-5. 地域性を考慮し、指針が現地語に翻訳されている。

すべての活動地域で、パートナー団体や子ども、若者、支援対象地域の人々に指針を共有し理解を得るために、現地の言語に翻訳します。また、子どもや若者に対する虐待・搾取や危険の具体的な記述については、文化や社会的背景などの地域性を十分考慮します。（子どもや若者向けの具体的な共有方法については最低基準 9-5 参照）

2 子どもや若者への適切・不適切な接し方の見極め方についての 手引きとなる文書がある

組織内の役職員および関係者（ボランティアやインターン等）が、業務内外のあらゆる場面において、子どもや若者とどのように接することが望まれるのか、あるいは行ってはならない言動は何か、あるべき姿を「セーフガーディングのための行動規範」として明文化します。

2-1. 役職員や関係者に求められる言動や姿勢についての行動規範がある。

子どもと若者のセーフガーディングの指針を、個々の役職員が日々の行動に適用するための手引きとして、「セーフガーディングのための行動規範」を策定し、指針の一部とします。行動規範は、組織内の役職員、関係者が、日々の活動や生活の場で子どもや若者と接するうえで、何に留意しどのようなふるまいが期待されるのかの拠り所となるものです。また、最低基準 7 に記された体制を整えることで行動規範を徹底していくことが大切です。（行動規範の例については、p.51 の掲載団体のホームページに公開されたものがあるので参考にしてください）

行動規範には、子どもや若者を危険にさらす可能性がある行為を禁止事項として列挙し、さらに安心安全を高めるために望まれる行為・姿勢についても示します。組織は、組織に関わる子どもや若者の安心安全を保障する責任を負っており、時に現地の法律より厳しい基準を設けることを求められます。よって、たとえ国の法令に抵触していない行為であったとしても、子どもや若者の安心安全を脅かす言動は、禁止行為として行動規範に含めます。

ここがポイント！

24 時間 365 日、プライベートにも求められる規範

子どもや若者の権利を守るためには、特に役職員においては業務中であろうと私生活であろうと、自ら高い倫理意識をもって行動することが求められます。業務時間外であっても、一人ひとりの行動が組織の信用に大きな影響を与えることがあります。搾取や虐待はプライベートの時間帯に起こっているものも多いのです。例えば、業務を通じて知り合った子どもと個人的に連絡を取り合ったり、終業時間後や休日に一緒に出掛けたり、自宅に招くといった公私混同は、危険や誤解を招く行為として特に留意し、組織としてのルールを明確にしておくことが求められます。個人の SNS アカウントで子どもを危険にさらすような関わりを持つことも許されません。なにより、子どもや若者を暴力やリスクから守るため、行動規範は公私の別を問わずに遵守すべきものとして位置付ける必要があります。

隣の NGO の取組を知ろう その 3

支援者が現地を訪問するときは

私たちの団体では、寄付者が子どもと手紙で交流を行うことができ、希望すれば支援対象地へ赴いて子どもと面会することもできます。その際、寄付者には、団体の持つセーフガーディング指針への理解と同意を求めます。日本事務所が寄付者から署名をもらい、その署名を訪問先である現地活動事務所がそれを確認しないと訪問の手続きが進まない仕組みになっています。署名をもらう同意書には、セーフガーディングに関わるチェック項目を、「してほしいこと / してはいけないこと」と分かりやすく列挙しています。寄付者はひとつひとつの項目を読み進めながらチェックを入れていくため、セーフガーディングへの理解がより深まります。例えば、以下のような項目をカバーしています。

- 私は、子どもに関する犯罪歴はありません。
- 子どもを支援対象地域の外に連れ出しません。また子どもの家に宿泊することはありません。
- 私の個人連絡先（住所、電話番号、メールアドレス、ソーシャルメディアなどのコンタクト先など）を子どもや支援対象地域の人々に開示しません。また彼らの連絡先を要求しません。
- 訪問先で出会う現地職員、子どもたちとその家族、地域の住民に敬意を払い、文化的な事柄に配慮し、訪問国の法律に従います。

そうした出発前の準備に加え、現地に着いてから改めて現地の文脈に合った説明を受けてもらうことで、子どもや若者を危険にさらさないための態度や行動について理解を深めてもらいます。

(プラン・インターナショナル)

管理・手続き

3 子どもと若者のセーフガーディングの対策が、実務的な手続きや制度に組み込まれている

子どもと若者にとって安全で安心な活動を行えるよう、組織としてあらゆる側面から保障する必要があります。そのために、子どもと若者を対象とした活動や事業にとどまらず、人事や広報を含む組織のすべての手続きや制度をセーフガーディングの観点から見直し、十分な安全対策が取り込まれたものにします。

3-1. 指針を実施するための、管理職の具体的な役割と監督責任が明らかにされている。

管理職の職務内容等に、セーフガーディングの指針に沿った役割と責任を明記することによって組織的な取組を持続的なものとしていくことが重要です。具体的には、セーフガーディング担当者の任命・配置（最低基準 7-2）、予算の配分（最低基準 3-2、9-3）、懸念や問題が生じたときの対応や調査と再発予防のしくみ作り（最低基準 4、5、9、10）、職員の能力強化の機会の確保（最低基準 8）、定期的なモニタリング（最低基準 10）等、セーフガーディングの取組の管理・監督責任を誰が負うのかを職務分掌などに記します。管理職がセーフガーディングの実施状況をモニタリングした結果を、職員会議や理事会等の会議で共有・協議するなど、既存のシステムに取り入れることも望まれます。

3-2. 戦略書、予算策定、人材雇用、事業管理、調達、パートナー契約、団体運営などの諸手続きに子どもと若者のセーフガーディングの要素が組み込まれている。

子どもと若者に関わる活動・事業に取り組む組織では、すべての運営や活動がセーフガーディングと関連しています。また、子どもを取り巻く社会環境の変化に合わせてセーフガーディングのあり方も進化し続けるものです。例えば、以下のように既存の諸手続きにセーフガーディングの対策を組み込むことで、すべての運営や活動にセーフガーディングの視点を反映することが求められます。特定の部署だけが担うのではなく、組織横断的にセーフガーディングの要素を組み込み、さらに社会環境の変化に応じて見直すことが必要です。

戦略策定	組織の中長期戦略を作る際にも、既存の体制や手続きを見直し、セーフガードに関する課題にどのように向き合っていくのか、戦略計画に反映する。
予算策定	年次計画や事業立案の際に、職員の研修費や資料作成費、担当する職員の人件費など、必要な予算の配分とその財源を検討する。
人材雇用	募集・採用時の要件に加える（最低基準 6、7 参照）。
調達などの諸手続き	物資調達や配給などにおけるリスクや影響を分析し、業者との契約時等の要件に加える。（最低基準 4-2、9-2 参照）。
事業管理	事業地での活動や事業地訪問、コミュニケーション、広報におけるリスク軽減策となるガイドラインを加える（最低基準 4、5、9、11 参照）。
パートナー契約	パートナー契約等の要件に加える（最低基準 9-1、9-2 参照）。



© プラン・インターナショナル

4 子どもと若者のセーフガードのリスク分析と軽減策がある

子どもと若者が参加する活動・事業にとどまらず、人事や調達・物流、車両管理、寄付者等の事業地訪問、広報などを含む組織のすべての運営や活動において、子どもに悪影響をもたらすリスクはないかセーフガードの観点からの分析を行い、その結果を踏まえてリスクを軽減・緩和する方法を確認します。この手続きをすべての運営や活動で行うことが、セーフガードの強化につながります。

4-1. リスクの分析と軽減が行われ、リスク対応策一覧表などの記録がある。

子どもや若者向けの活動においては、セーフガードの観点からリスク分析を行い、そこで予見される問題の軽減策をとる必要があります。怪我や病気、事故予防などに限らず、役職員や関係者による不適切行為や、さらには広報活動によるものなど間接的な影響も含め、あらゆる有害行為や危険性を念頭において行うことが重要です。それを徹底するためには、事業や活動の企画立案時に必ずリスク分析を行うよう組織内の手続きを定めることが有効です。リスク分析表の例（p.25）を参考に、想定されるリスクを一覧表に記し、どのようにそのリスクを軽減するかを議論し、記録に残します。また、事業モニタリングや事後評価の際にも、削減策の実行状況の確認を忘れてはなりません。

隣の NGO の取組を知ろう その 4

海外からの招聘前のリスク分析

私たちの団体では、子どもや若者が関わるイベントを企画する際には、必ず事前にリスク分析を行います。活動国から子どもを招聘するイベントは宿泊を伴うため、特に注意が必要です。イベントに先立ち、子どもを派遣する側、招聘する側、それぞれで、子どもや同行者が病気になったり、事故や事件に遭ったりといったあらゆるリスクを、リスク分析の表に書き出します。そしてリスクを特定した後は、その対処法についても記入します。これらの内容は、双方の事務所の事務局長の承認が必要になり、これがなければ子どもの派遣・招聘が許されません。リ

スク分析を行うことで、組織の担当者だけでは防ぎきれないリスクも見えてきます。例えば、夜に滞在先で起こり得るリスクに関しては、滞在先の従業員に対しても、セーフガードの説明をし、理解を求めることで対処できるようにします。見知らぬ人と自分の部屋に行くこととしていたら止めてほしい、不調を訴えたらこの病院とこの緊急連絡先に連絡してほしいなど、子どもを守るための協力を求めるようになりました。周到的リスク分析を行うことで、あらゆるケースを想定し、可能な限りで防止策と事前対処を講じ、万が一に備えることができます。

（プラン・インターナショナル）

リスク分析表 (例)

子どものセーフゲーディング リスク分析表 (例)									
通し番号	リスクの対象者	リスク発生の要因	想定されるリスク内容	既に 対応していること	リスク評定 (中高低)	とるべき予防や リスク削減の措置	担当者	期限	
記入例 A	〇〇教育事業 の生徒	体罰を許容する 土地柄があり、 新規教員の指導 経験が浅い	体罰を受ける恐 れ	教員に対し、指 針や行動規範の 説明と同意	高	子どもの権利 や、体罰に頼ら ない指導方法の 研修。ベテラン 教員による指導 監督	教育事業 マネージャー	〇月まで	
記入例 B	取材を受ける △△事業の参 加者	広報の写真や活 動紹介を通じて、 個人が特定され る	個人情報漏れ 、SNSでの ハッキング	広報ガイドライン により、氏名や 場所は非公開	中	取材時に担当者 が同席する。原 稿と掲載写真は 両部で事前にタ ブルチェック	事業担当者 広報係	△週間以内	
1.									
2.									

(Keeping Children Safe のリスク分析表を参考に考案しました)

隣の NGO の取組を知ろう その 5

リスク分析を通じて意識を共有する

私たちの団体では、子どもが直接かかわる活動から優先的にリスク分析を導入することにしました。その一つが学校主催による事業地訪問の受け入れを検討する際のリスク分析です。

訪問する日本の生徒、訪問を受け入れる事業地の子どものそれぞれに、どのようなリスクがあるかを、日本の事務所で書き出し、海外事務所と共有しました。海外事務所からは、日本の子どもが事業地を訪問する際、日本の視点からどのようなことが心配なのかがよくわかったとのコメントと共に、リスクを軽減するための具体的な方策が示されました。また、海外事務所の視点から、事業地に日本の子どもを受入れるにあたっての心配や懸念も具体的に挙がり、これをもとに受入の人数やタイミング等を学校側と調整することができました。リスク分析を経て、リ

スクをすべての関係者が共有し、軽減策を講じたうえで受入を実施することができました。また、受入実施後の振り返りを行う際も、事前に用意した軽減策が十分であったか、事前に洗い出したリスクの他に問題はなかったかを整理するうえで、リスク分析の書式が役にたちました。

この活動を通してリスク分析を初めて行ったスタッフからは、「リスクをどのレベルまで書き出すのかわからず、最初は難しさを感じたが、思いつくものをすべて書き出していくことで考えを整理することができてよかった」との声が聞かれました。また、海外事務所のスタッフからも、「リスク分析を通して日本のスタッフを含むスタッフ間で問題意識を確実に共有することができてよかった」との感想が聞かれました。(チャイルド・ファンド・ジャパン)

4-2. 広報活動やコミュニケーション媒体の使用による子どもや若者への影響が事前に検討されている。

リスク分析は、広報活動をはじめ、運営や活動の中で幅広く実施することが求められます。中でも近年急速に普及している様々なコミュニケーション媒体¹²の使用によるリスクは特に注意を払う必要があります。組織が行う広報活動に限らず、役員、関係者等が私的に使用しうるあらゆるコミュニケーション媒体を通じ、子どもや若者の個人情報が流出したり、第三者に誤用されたりするなどのリスクが考えられます。組織の広報活動や取材協力等において子どもや若者へ与える影響を事前に十分検討し、リスクにさらすことのないよう配慮します。

¹²ここで想定している「あらゆるコミュニケーション媒体」とは、例えばインターネット、テレビ、デジタル・プラットフォーム (Facebook や Twitter など)、デジタル・ツール (写真・ビデオ・音声クリップなど)、モバイル・テクノロジー (テキスト・メッセージ、Skype、Whatsapp など)、印刷物を含み、また、これらに限られません。

4-3. 広報活動における画像や事例掲載についての ルールやガイドラインがある。

広報活動やコミュニケーション媒体の使用によって、または取材に応じたり被写体となったりする子どもや若者に負の影響が及ぶことのないよう、画像や事例掲載にあたってのルールやガイドラインを策定します。背景に映り込んだ景色や、画像データに含まれるジオタグから位置情報が洩れること、記事や画像がインターネット上で簡単に転送・拡散されることなども踏まえ、情報通信技術の発達や時代に応じたガイドライン作りが必要です。

隣の NGO の取組を知ろう その 6

あらゆるコミュニケーションから子どもを守る

チャイルド・スポンサーシップを取り入れている子ども支援の国際 NGO として、私たちはソーシャルメディアやデジタル・ツール等（写真・ビデオ・音声クリップ、ストーリーなど）あらゆるコミュニケーション媒体による悪影響を防止するために、いくつかのルールを決めています。

まず子どもや受益者の写真やストーリーを収集する際、本人から同意を取り、話したくないことは無理強いしないことを約束します。子どもや受益者の個人情報については、それを取得・保存・送信等をする際には必ずパスワードで保護し適切に取り扱うよう徹底しています。また、Web 上で公開して

いるデジタル素材では、子どもの姓やスポンサーシップ登録 ID、子どもの住む場所や住所は、明らかにしていません。デジタル素材に子どもの名前が一部でも含まれる場合、その位置情報がジオタグで特定されないように写真・動画・音声の使い方に配慮します。子どもの名前が必要な場合には、姓は除いてファースト・ネームに限り掲載するものとし、同様の対応を支援者にもお願いしています。さらに、スポンサー、ドナー、訪問者やスタッフ、ボランティア、その他の関係者が、支援地の子ども（登録・非登録チャイルドにかかわらず）と、当団体の関知しないところで直接連絡をとることは認めていません。（ワールド・ビジョン）

5 セーフガーディングに反する問題や懸念があった際に、相談・通報を受け対応する手続きが明確になっている

組織において子どもへの危害を予防する策を講じていても、子どもが被害を受けたり、その疑いが生じることがあります。そのような状況にどのように対応するか、手続きをあらかじめ検討し周知しておきます。子どものセーフガーディングに関わる懸念や問題が発生した際、組織として迅速・適切に対応し、子どもをさらなる危険にさらすことのないように備えます。

5-1. セーフガーディングの通報制度¹³に関するガイドラインがある

最低基準 2-1 の「行動規範」に違反する行為やその疑いがある場合、組織として相談・通報¹⁴を受け、その情報の真偽の確認を含めて適切に対応できるよう、報告すべきことがらを明確に示し、情報の取り扱いと責任の所在、および手続きを定めたガイドラインを策定します。ガイドラインには以下のような要素を含めます。

子どもや若者から通報があった場合の対応方法

子どもたちからの相談を受ける窓口などを明確にし、通報された問題に対しては誰がどのような手順で調査・対処するのかを明らかにしておきます。

守秘義務

被害を受けたとされる子どもや若者、さらには通報者の匿名性を確保し、さらなる被害や不当な扱いから保護しなければなりません。被疑者に関する情報管理も重要です。

被害を受けた子どもへのケア

セーフガーディングにおいて最も優先すべきことの一つとして、子どもの安全の確保と、保護者への報告、被害後の身体とこころのケアについての方針を定めておきます。

通報者の保護

通報者の匿名性と安全性十分確保することを、明記しておくことが強く望まれます。別途、内部通報者保護規定を設けることも有益です。報告・調査の時間軸や実施体制、責任の所在を明らかにします。

調査結果を踏まえた措置・処分

処遇等についての不服申し立てや相談先についても取り決めます。

通報書式

通報時に必要な項目を定めて、書式を用意しておきます。

¹³ ここでいう「通報制度」は、組織内外からの相談・通報から団体内の報告までの一連の流れを含むものを想定しています。

¹⁴ ここでは、「通報」とは懸念や問題の申し立ての第一報を指し、「報告」は第一報後に問題に対応するために必要な、組織内部における情報共有のことを指します。

5-2. 組織内やパートナー団体との報告について、手順を示したフローチャートがある。

最低基準 5.1 の通報制度に関するガイドラインの一環として、懸念や問題の報告を受けて対応する手順をフローチャートで表したものを用意します (p.31 「報告対応のフローチャート (例)」参照)。セーフガーディングに関わる懸念や問題があった際、組織内でどのように対応がなされるのか、責任の所在や手順をフローチャートで明確に示し、それぞれの役割・責任領域を役職員や関係者が理解します。

5-3. 法的機関、社会福祉機関、子どもや若者の保護機関など、外部の相談機関や連絡先について情報がまとめられている。

子どもと若者のセーフガーディングに関わる懸念や問題が起きた際の備えとして、組織が連携することが想定される専門家や専門機関の連絡先・連絡方法を一覧表にまとめておきます。それらの連絡先に対して、迅速に連携できるよう体制を整えます。ここで想定する専門家や専門機関とは、弁護士など法律専門家、児童相談所やシェルターなどの社会福祉機関、カウンセラーや病院、警察ほか、その地域で子どもや若者の支援を担う機関で、国や地域の実情によっても異なると考えられます。

隣の NGO の取組を知ろう その 7

相談した内容はどう扱われるのか？

私たちの団体では、セーフガーディングに関する内部用「報告相談ガイドライン」において、以下の考え方を打ち出しています。「通報」ではなく「報告相談」という言葉を使用しているのは、予防の観点からのどんな些細な心配ごとの相談も受けるという意図と、虐待かどうかの確認がなくても報告することに抵抗を感じないようにという配慮によるものです。

- ・子どもの安心安全に関する懸念が生じたときに報告相談することはスタッフの義務である。
- ・報告された情報は守秘義務を厳守して扱い、報告書は厳重に保管する。
- ・セーフガーディング違反が疑われ報告された事案に関しては、全ての当事者を公平に扱い、偏りなく公正に対処する。
- ・常に子どもの権利と福祉を最優先させ、調査に際してもその努力を怠らない。
- ・調査段階においては、嫌疑をかけられた人物の福祉と権利を尊重する。
- ・良心に基づいて子ども虐待等について通報した者が不利益を被らないよう保護する。一方、故意に虚偽または悪意による主張を行った者に対しては、内部規程等のもと厳しく処する。

通報することは、場合によって通報者に不安を抱かせ、勇気を必要とすることがあります。報告相談ガイドラインにおいては、職員等に対して、葛藤があってもそれを乗り越えて必ず報告してほしいとの強いメッセージを打ち出しています。また、その後の対応の流れと責任の所在を明確に定めておくことで、皆が躊躇せずに通報できる環境作りを目指しています。 (セーブ・ザ・チルドレン)

隣の NGO の取組を知ろう その 8

重大性レベルに応じた対応を決める—報告ガイドラインより

私たちの団体では、通報に関するガイドラインと通報のシステムが設定されています。その中で、セーフガーディングに関わる事案をその重大性に応じ以下のように 3 つのレベルに区分し、そのレベルに応じて対応しています。

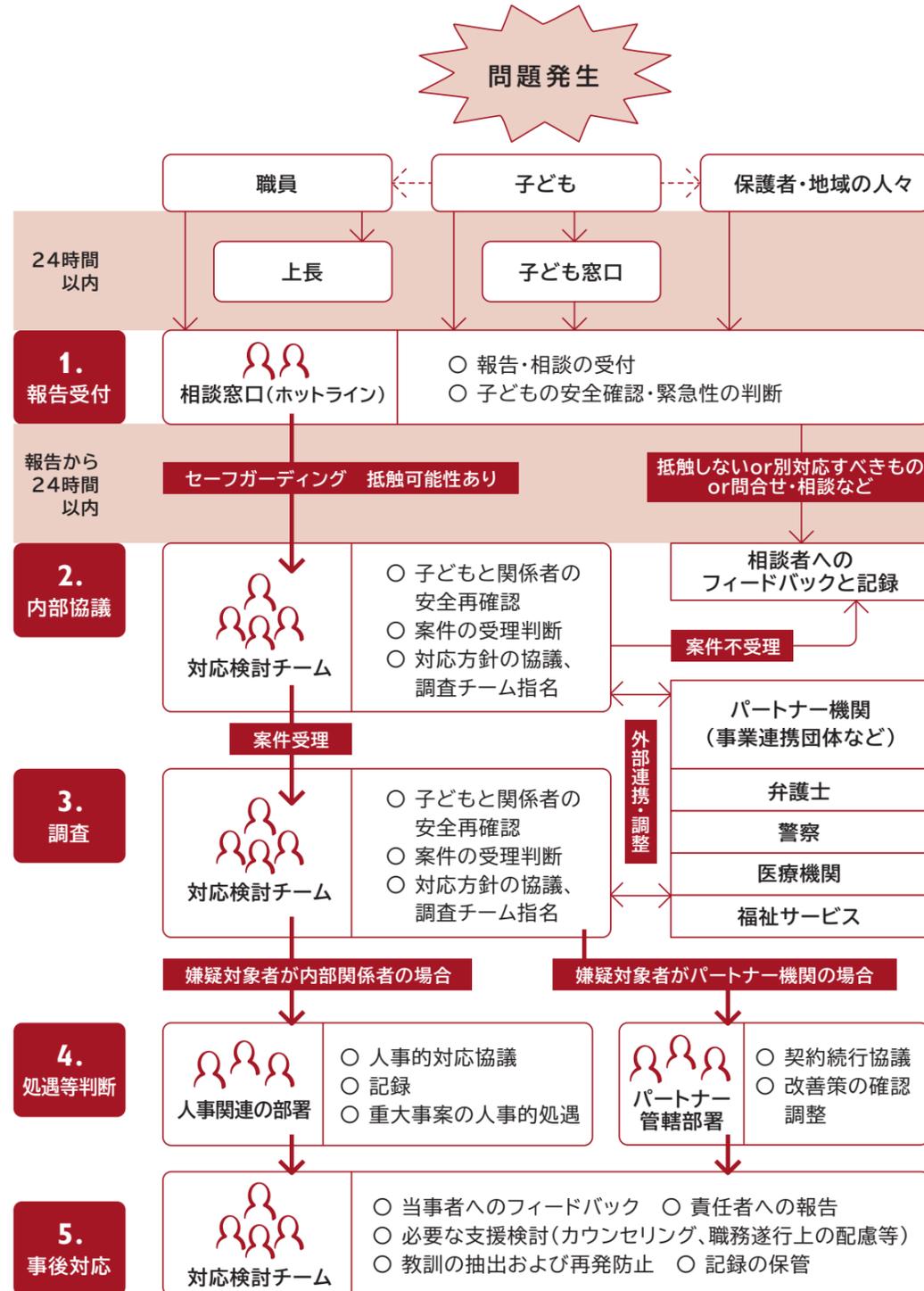
	事案の重大性	対応
レベル 1	支援対象地内での「子どもの保護」に関わる事案 (団体スタッフや関係者の関与がない場合)	被害が、子どもの生命・安全・成長を脅かすほど深刻な場合、現地事務所は、団体本部のセーフガーディング部門に報告する。
レベル 2	セーフガーディング事案 (未然) (子どもや受益者をリスクにさらした 場合で、実際の害は発生していない)	現地事務所は、最初の報告から 24 時間以内に団体本部のセーフガーディング部門に報告し、同部門責任者のサポートを受けながら事案に対応する。
レベル 3	セーフガーディング事案 (団体スタッフや関係者による子ども や受益者への危害、または虐待の申し立てや告発があった場合)	「レベル 2」の対応に加え、各国の適用法による定めがある場合や、委託・助成元に要件がある場合、または団体本部との合意がある場合には、団体本部の法務部門と連携しつつ、関係する組織・機関に速やかに通知する。

すべてのレベルの事案において、報告は第一報を受けたスタッフから所属長→現地事務所のセーフガーディング責任者へ伝えられます。組織の指針にはすべての団体スタッフ及び関係者に、報告の責任と義務があると明示されています。さらに国際本部 (インターナショナル) との連携のため、オンラインの報告様式を使って現地事務所のセーフガーディング責任者から本部に報告します。また特別な事情がある場合には、別に設置されているホットラインを通じて報告することもできるようになっています。

(ワールド・ビジョン)

報告対応のフローチャート（例）

役職員や関係者等による行動規範の違反やその疑い、子どもの安全が脅かされる問題が生じた場合に、それらの通報や相談に対してどのように対応するかを予めガイドラインに定め、どのような流れで対応するかを以下のようなフローチャートに示しておく必要があります。



人材管理と育成

6 人材募集手続きに子どもと若者のセーフガーディングの観点が必要に盛り込まれている

子どもや若者と直接かかわる援助団体には、残念ながら、子どもや若者に危害を加えようという意図を持った人物や、過去に不適切な行為を行ったことがある人物が、それを隠して入り込んでしまうリスクがあります。組織は、全てのポストの人材の採用過程においてセーフガーディングの視点を取り入れ、候補者が組織の理念に合った人物なのか、そしてセーフガーディング指針に賛同しそのための適性を備えた人物なのかを確かめます。採用後も、研修や日常業務を通じてそのための役割を果たせるように育成します。

6-1. 求人要項に子どもと若者のセーフガーディング対策の内容が含まれている。

セーフガーディング指針に賛同する人物を採用するためには、あらゆる人材の募集要項を出す時点から、子どもと若者のセーフガーディングの視点を取り入れられなくてはなりません。有給・無給に関わらず、役職員やボランティア、インターンなどの人材を募集する際には、組織が掲げるセーフガーディング指針を掲載し、子どもと若者のセーフガーディングへの理解と賛同を応募条件として盛り込むといった工夫をします。さらに選考手続き、および採用後に必要とされる条件等があれば、予め募集要項に明記しておきます。

6-2. 採用時に、子どもや若者への責任を果たすための適性を複数の手段で審査し、セーフガーディングの取組に対する理解や合意を確認している。

有給・無給を問わず、役職員やボランティア、インターンなどの選考過程では、書類審査や面接を通じて、その人物の人となりやセーフガーディングに対する意識の高さ、子どもを守るための配慮や洞察力を確認します。特に子どもや若者への影響が大きい業務に就く場合には、履歴書上の経歴を知るだけでなく、子どもの安全等に配慮してその仕事を遂行する資質があるかどうかを確認するため、本人の同意を得たうえで以前の職場に照会することも有効な手立てです。また、選考の過程で、セーフガーディング指針に対する理解が得られそうかの意思確認を行います。

✓ ここがポイント!

援助団体を狙う性加害者

子どもへの性加害ネットワークにつながっていたある加害者は、次のように証言しています。¹⁵「当時、ブラジルの少年施設でボランティアをするのは誰でも良く、何の質問もされることはなかった。そこでは食料と引き換えに子どもとセックスするので。そんなことは日常茶飯事。それがバレることなんてまずない。秘密を漏らすと食べ物にありつけなくなるのがわかっているから、子どもだって飢えるよりマシなのさ」。彼は、極貧の中では、子どもを手なずけるために手の込んだ操作を考える必要もなかったといえます。

性加害者の中には、子どもへの性的搾取・虐待を目的に、国境を越えて有給職員やボランティアとして働いたり、その立場を悪用しようとする者たちがいます。宗教団体や、軍も、そして NGO も、彼らにとっては格好の隠れ蓑として狙われています。途上国や被災地などで、子どものための施設や団体にボランティアとして入り込む者もいれば、搾取を目的に団体を立ち上げる者までいます。こういう人物に悪用されないよう、人材採用から日々の活動まであらゆる予防手段を講じる必要があります。

¹⁵Sullivan J. (2016). *Travelling sex offenders. Global study sexual exploitation of children in travel and tourism*. Mentor Forensic Services.

参照ウェブサイト：<https://www.protectingchildrenintourism.org/resource/travelling-sex-offenders/>



© Jiro Ose/Save the Children

7 役職員や関係者の役割や責任が明確化され またその履行を推進する体制がある

子どもと若者のセーフガーディングは、組織に関わる全ての人に課せられる責任です。さらに、役職や場に応じて特定の役割を担い、取組を推進していく核となる人物も欠かせません。全ての役職員や関係者がセーフガーディング指針を適切に履行できるよう、個々の役割や責任を明文化し、特に管理職がそれを後押しするしくみを作り、それを維持します。

7-1. 就業規則や労働契約書等に子どもと若者のセーフガーディング遵守の義務が明記されている。または別途、遵守誓約書を交わしている。

役職員や関係者には、セーフガーディング指針についての説明を行い理解してもらったうえで、書面による同意を求めます。組織は、その旨を就業規則や労働（雇用）契約書に盛り込むか、それが難しい場合は別途遵守誓約書を用意します。就業規則や契約書では、指針に違反した場合の懲戒や契約解除などについても規定しておきます。また手続きが形式的なものにならないよう、定期的な研修等を実施します（最低基準 8 参照）。

7-2. 担当者とその業務内容が明確にされ、管理職がその遂行を支援している。

組織内において子どもと若者のセーフガーディングに関する業務の担当者を決めておきます。セーフガーディング専任でなくとも、各組織の事情に応じて別の職務との兼任で担当者を配置します。広域の活動を行う場合は、事務所や活動地ごとに、取組を推進するスタッフを任命することが推奨されます。以下はセーフガーディング担当者の業務の例です。

- 組織内における研修や注意喚起などを行う
- セーフガーディング上の懸念の相談や通報の窓口となる
- 通報された問題についての聞き取りや、相談者へのフィードバックやサポートをする
- 事案に関する情報を適切に記録・保管する
- 組織のセーフガーディング達成状況の定期的モニタリングを主導する（最低基準 10 参照）
- パートナー団体での実践をサポートしたり、地域の他団体からの学びや実践例を取り入れる

また、この担当者が適切に業務を遂行できるよう環境を整えることは管理職の責任です。以下は、管理職が担う役割の例です。

- 業務指示書を作成し、担当者を割り当てる
- セーフガーディング担当者に研修の機会を提供し、人材を育成する
- 組織内のセーフガーディングの取組の実施状況について、モニタリングや助言を行う
- セーフガーディングにかかる予算を確保する
- セーフガーディング違反の通報・報告ができる安全な環境をつくる
- セーフガーディング違反の通報・報告があった際に手順に沿って対応する など

隣の NGO の取組を知ろう その 9

不安や迷いについて話し合う

私たちの団体では、セーフガーディング・ポリシー（2018年まではチャイルド・プロテクション・ポリシー）を約20年前に制定し、関係者すべての人に対し周知徹底しています。報告制度も整備され、セーフガーディングに関する研修も定期的で開催されていますが、日々の仕事の中で難しいのは、どういった状況だったら通報すべきかという各自の判断だと感じています。

見逃さず、リスクが小さいうちに未然に防ぐ心がけです。役職員や関係者が直接見聞きしたセーフガーディング違反はもちろん、その疑いがある場合も、速やかに通報、もしくは相談することになっています。感じた懸念が事実かどうか調査し判断することは、通報・相談者の役割ではありません。また、疑わしい場面に遭遇した場合、お互いが指摘しあえるような環境をつくるよう心がけています。

研修の中で強調されているのは、「問題の兆候を

（ワールド・ビジョン）

8

役職員や関係者は、子どもと若者のセーフガーディングに関する研修を受け、各人の役割と責任を理解している

子どもと若者のセーフガーディングは組織に関わる人全員の責任であるため、各人がセーフガーディングに関する共通理解を持っておく必要があります。指針や行動規範等に関する知識を得て自らの行動を振り返る場として、また各々の役割や責任について確認する場として、研修の機会を設けることが非常に重要です。

8-1. 役職員や関係者は、子どもと若者のセーフガーディング指針と行動規範の内容を理解している。

組織として指針や行動規範を持っていても、役職員や関係者がその意義や内容を理解していなくては意味がありません。組織は指針や行動規範を周知したり、各々が理解を深められるよう研修の機会を設けたりする必要があります。緊急時などで、関係者に研修を行う時間が限られる場合も、最低限のブリーフィングとして、指針と行動規範を説明し、遵守誓約書に署名を求めます。また、日々の活動の振り返りを通じて、互いに学びあえる環境を培うことも大切です。

8-2. 役職員や関係者は、懸念を感じた際の通報義務とその連絡先を知っている。

全ての役職員や関係者には、問題を察知した場合の通報・報告義務があります。子どもや若者の安全が脅かされていると感じた時、報告手順に則って迅速に情報が共有されるよう、いつ、誰に、どのように通報・報告をすればよいか、研修などを通して全役職員や関係者に周知します。

8-3. 研修計画、研修出席者記録、研修評価の記録がある。

研修は、役職員や関係者全員がもれなく参加できるよう確認しながら実施します。そのためには誰がいつどのような研修を受けるのかの研修計画を作り、参加者名簿に記録を残します。研修は一度開催して終わりではなく定期的に行い、繰り返し職員や関係者の注意を促すことが大切です。そして研修後には参加者からアンケートを取るなどして、理解度を把握したり、随時内容を改善したりしていきます。



パートナー団体・外部資源

9

パートナー団体や支援対象地域、そして子どもや若者自身が、子どもと若者のセーフガーディングについて理解をしている

組織の活動にあたっては、現地 NGO、ドナー、行政機関、民間の業務請負業者など、様々なパートナーと協働する機会があります。それらのパートナーとの協力内容に応じて、必要となるセーフガーディングの取組度合いを検討し、子どもと若者のセーフガーディングに対する理解や同意が最大限得られるよう努めます。また、活動の当事者や受益者となる子どもや若者自身に対しても、自分の持つ権利や、それが脅かされた際にはどのような行動をとればいいのかを周知します。

9-1. パートナー団体選定要件に、子どもと若者のセーフガーディングの見地が含まれている。

子どもや若者と関わる事業のパートナー団体を選定する際には、どのようなセーフガーディングの取組を実践しているかを、公開している情報や過去の活動実績等から確認します。もし対策が不十分であると判断した場合は、その強化支援も含めた連携を検討したり、セーフガーディングの最低限の取組を行うことを条件とするなどの交渉をします。

9-2. パートナー団体との合意書に、子どもと若者のセーフガーディングに関する責任事項が明記され、実践されている。

子どもや若者と関わる業務において他団体とパートナーシップを結ぶ際には、その合意書において、セーフガーディングに関する役割と責任の所在を明らかにしておきます。パートナー団体がセーフガーディング指針を持っている場合は、その内容を確認し、適切な予防や対応について合意します。セーフガーディング指針を持たないパートナー団体の場合には、自団体の指針に準じた取組を行うなど、子どもと若者を虐待・搾取や危険から守るための責任と、適切な予防と問題が生じた場合の対応について詳細に取り決めます。

合意内容には例えば以下のものを含まれます。

- 両者が基準とすべきセーフガーディング指針やカバーすべき範囲
- セーフガーディングのために必要な施策と予算
- 問題や懸念が生じたときの両者の役割と責任

9-3. パートナー団体と交わす事業計画書・予算書・報告書に、子どもと若者のセーフガーディングに関する記述がある。

子どもや若者と関わる事業においては、計画段階でセーフガーディングの視点からリスク分析を行い、必要な対策と予算を事業計画に反映します。事業に関わるスタッフが計画段階でセーフガーディングの視点から安全性を高めるための議論を行い、計画書に反映し、管理職がその内容を確認して計画を承認をすることで、予防が徹底されます。また、その取組結果をモニタリングや報告書で確認します。

✓ ここがポイント!

パートナー団体との事業で深刻な問題が報告されたら・・・

パートナー団体でセーフガーディングに違反する事案が起こった場合、どのように対処すべきなのでしょうか。そのような団体とは縁を切るべきという声もあるかもしれませんが、しかし、事業を中止すれば他の受益者まで巻き込んでしまうことになります。

本来であれば、事業実施に先立ち、問題が生じた場合の取り決めを合意書で交わし、それに従って対応していくことになります。通報を受け調査をするのは誰の責任でどのように行うか、事業の継続・中止の判断はどのようにするかを予め合意しておくことが大事です。その際に大切なことは、事実をきちんと解明し、被害者の迅速な保護と回復のための支援を優先し、再発防止に努めることです。事業の中止やパートナーシップの解除のみを急ぐ姿勢は、問題のみ消しへとつながり、通報者や被害者への大きな圧力となりかねません。どのような対応が真にセーフガーディングを後押しし、子どもや若者の安心安全を強化することになるかという原点に立ち、慎重に議論を重ねる必要があります。

9-4. 子どもや若者からの相談・通報を受けるための制度・仕組みがある。

子どもにもわかりやすい言葉やイラスト等を用い、子どもや若者にとって使いやすくアクセスのしやすい通報や相談の仕組みを備えます。目安箱やホットラインを開設し、性別や年齢、国によっては民族や宗教なども踏まえながら、子どもや若者の身近にいて、彼らが話やすく信頼できる人物を相談窓口として配置します。その人物には、組織内での責任者への伝達や、相談者への適切な初期対応が行えるよう、研修やガイドラインを提供するなどしてサポートします。セーフガーディング専用の相談を受けつけるホットラインは、活動の終了後でも、いつでも相談ができるよう、子どもや若者、そして保護者や地域の人々に広く知らせておくことが有益です。

また、通報制度のガイドラインやフローチャート（最低基準 5-1、5-2 参照）の中で、子どもや若者からの相談を受け、対応する仕組みを明らかにしておく必要があります。

✓ ここがポイント！

性的虐待が通報されないのはなぜ？

被害にあった子どもたちの多くは、誰にも相談しないとします。多くの加害行為が覆い隠され、被害は繰り返され、傷つけられた子どもたちがさらに孤立していくことが懸念されます。ある調査では、その理由として、次のことが指摘されています。¹⁶

- 物資援助をもらえなくなるのが怖い
- 汚れた子としてレッテルを貼られ、差別される
- 被害が周囲に知れると、その子の価値が下がるという考えや風習があり、結婚のときに不遇を受ける
- 罰や仕返しが怖い。加害者からの報復だけでなく、自分の家族からの体罰や、NGO からの処罰も恐れている
- 性的虐待を許容したり、しかたないと諦めたりする文化や価値観がある
- 子どもも家族も、通報・相談する方法を知らない
- 相談したとしても、どうせ自分たちは相手にしてもらえないと思っている

子どもや若者がこうした不安や恐れを抱かずに、相談・通報ができるよう、組織として適切な報告制度や情報管理を盛り込んだ、セーフガーディング体制の整備と周知をすすめていく必要があります。

¹⁶Csaky, C. (2008). *No one to turn to: The under-reporting of child sexual exploitation and abuse by aid workers and peacekeepers*. UK: Save the Children Fund.

✓ ここがポイント！

子どもや若者からの声を聴くには

子ども時代の虐待被害は、数年から数十年経ってからやっと告発できるようになることがあります。一方、長い時間が経過した後では、調査や事実確認が難しくなることも予想されます。また、発覚するまでの間に、同様の被害が繰り返されることも懸念されます。そのため、子どもたちが真に相談しやすい環境を工夫することが、非常に大切です。子どもにとって身近な相談者を配置することや、常時受け付けるホットラインを公開するなど、複数のルートを用意して知らせると良いでしょう。活動終了後にも通報できるホットラインがあるということは、虐待の抑止力としても期待できます。

また、子どもや若者たちにセーフガーディングの趣旨を伝え、一緒に話し合うことで、相談件数が増え、より現実的な予防策のアイデアを見つけられることがあります。子どもたちとの振り返りミーティング等があれば、次のように伝えてみるのはいかがでしょうか。「スタッフに直してほしいことがあったら、ぜひ教えてください。今ここでは言いづらい場合は、後日ホットラインに伝えてもらうこともできます。保護者から連絡してもらっても良いですよ。秘密は守ります」。どのような体制であれば打ち明けやすいのか、子どもたちから教えてもらいましょう。

9-5. 子どもや若者が、セーフガーディングについての説明を受け、相談や通報の手段を知っている。

相談や通報の仕組みを備えたら、子どもや若者たちがそれを知り実際に利用できることが重要です。自分や仲間困ったことが起きたり、疑問に感じた場合、誰に、何を、どんな方法で相談したら良いのかを伝えます。活動のオリエンテーションでの説明や、ホットラインについてのポスターを貼るなどして、子どもたちがいつでも意見を言いきやすい環境を作ります。また、保護者や事業地の人々にも、ホットライン等について公開しておきます。

説明責任

10

子どもと若者のセーフガーディング対策について
定期的なモニタリングや見直しを行い
実践から得た学びを反映している

子どもと若者のセーフガーディングの取組は、正しく機能しているのかどうか定期的な見直しが必要です。定期的な見直しによって判明した改善点や学びを後の取組に活かし、組織のセーフガーディング体制を更新していきます。

10-1. 進捗管理や取組見直しのためのチェックリストがある。

セーフガーディングの取組が形骸化しないよう、生きた仕組みとして機能させることが何より重要です。最低基準を満たしているのか、指針に見合った制度や理解が定着しているのかを、どのような方法で確認していくかあらかじめ検討し、そのためのチェックリストを用意する必要があります。

※ 本ガイドの最低基準に沿って取組状況を確認するための、「最低基準チェックリスト」を巻末につけました (p.49)。これからチェックリストを作成する団体は、組織の部署や活動の実態に合わせて活用してください。

10-2. セーフガーディングの取組状況が定期的にモニタリングされ、その記録が残されている。

日頃行っているセーフガーディングの取組に対して、アクティブ・モニタリングを行います。アクティブ・モニタリングとは、何かが起こる前に、日ごろのセーフガーディングの予防的取組が上手く機能しているのかを定期的にチェックすることを指しています。上記に挙げたチェックリストを用いて、毎年あるいは頻度を決めて、取組の進捗や関係者への浸透具合をモニタリングし、記録に残します。職員や関係者へのアンケートなどと組み合わせるのも一案です。

隣の NGO の取組を知ろう その 10

3年をかけてのコミットメント

私たちの団体では、3カ年中期計画に、子どもと若者のセーフガーディングの最低基準を満たすことができる体制、仕組みを整える目標を位置づけています。事務局内に「子どものセーフガーディング委員会」を設け、初年度の年間計画策定時に、セーフガーディングについて最も優先して取り組むことを合意しました。管理職がこの優先施策の取組状況を四半期ごとにモニタリングし、その結果をセーフガーディング委員会に提出します。委員会では、モニタリング結果を踏まえて取組方法の改善案を検討します。まだ着手したばかりですが、1年間、この方法を続け、4回のモニタリングの経験をもとに、この方法を継続するか、変更するかも検討することになっています。(チャイルド・ファンド・ジャパン)

10-3. 実践と経験から教訓を導き、再発防止や施策強化が行われている。

アクティブ・モニタリングに加え、リアクティブ・モニタリングも大切です。リアクティブ・モニタリングとは、ニアミスや問題が起こってしまった後に間違いから学びを得ることを目指しています。起こったできごとから得た教訓を組織内で共有し、二度と起きないようにするための措置や対策に取り組めます。



© ChildFund Japan

11

情報保護に留意しつつ、しかるべき関係機関への報告と記録管理が行われている

セーフガーディングに関する通報への調査や事後措置に際しては、その過程および事後に内外の関連部署・機関へ報告する必要があります。情報を共有すべき対象者を見極め、守秘義務を厳守し、情報の取扱いに十分注意して記録を保管します。

11-1. 事案対応の進捗、結果、教訓が主な関係者に報告されている。 (外部機関への連絡も含む)

事案の詳細や対応結果については、あらかじめ定められた報告手順（最低基準 5-2）に従い、必要最低限の関係者に共有されるようにします。事案の性質によっては警察や行政当局といった外部組織への報告も行い、またパートナー機関への報告が求められることもあります。

11-2. 相談を含む全案件についての正確な記録と、アクセス制限などの情報管理がなされている。

すべての当事者の実名や起こった場所などの詳細は極秘情報として慎重に扱わなければなりません。特に、被害者、通報者、疑念を持たれた人物などの個人情報、セーフガーディング担当者や限られた関係者のみが確認できるようにアクセス制限を付けて厳重に管理します。相談を受けたものの調査不要と判断した内容も含め、全ての記録を残すことが大切です。そして担当者が変わる際にも、過去の事案やその再発防止策が確実に引き継がれるよう情報を蓄積します。



© Jordi Matas / Save the Children

よくある質問

Q1. 子どものセーフガーディングと子どもの保護はどう違うのでしょうか。

A1. 「子どものセーフガーディング (child safeguarding)」と「子どもの保護 (child protection)」という言葉は、子どもの守られる権利を保障し、虐待や被害などから守ることを目的としているという点では変わりません。しかし、組織内に向けた取組と、対外的なプログラム活動とを区別するために、「セーフガーディング」と「プロテクション」は分けて使用されるようになりました。その線引きは必ずしも一定ではありませんが、例えば、その組織に関係する人物（役職員、関係者、パートナー団体など）が関与している場合はセーフガーディングの問題、支援対象地域内の人物が関与している場合はプロテクションの問題ということができます。

Q2. 「子ども」だけではなく、「若者」もセーフガーディングの対象として優先する考え方を教えてください。

A2. 若者は、子どもやおとなの定義と重複することもあります。また異なるニーズを抱えています。初めて自立を試みたり、生計を立てるなど、おとなへの移行期にあるにもかかわらず、大抵は18歳を境に、行政などの支援が途切れてリスクにさらされやすくなります。また、心身の発達は人それぞれ異なり、18歳を超えたからといって一律に成熟した対処能力が備わるわけではないにも関わらず、求められる責任は増えていきます。そのため、若者も暴力や虐待から守られるための配慮が必要になります。法令によって異なる適用年齢や、若者たちが置かれた社会状況に応じて、子どもと若者とでセーフガーディングの運用が異なることもあります。

Q3. 私たちの組織では子ども対象の事業がなく、支援事業対象者のほとんどがおとなです。そのような場合も、子どもと若者のセーフガーディングを行わなければならないのでしょうか。

A3. 組織の支援対象者や活動地域に応じて優先すべき取組を検討することが大事です。例えば、おとなが主な受益者であれば、CHS AllianceのPSEA Implementation Quick Reference Handbook（性的虐待・搾取からの保護実施のためのハンドブック）¹⁷などを参照し、おとなから子どもまで幅広く対象とする取組から着手することをお勧めします。

Q4. 海外では国により法律が異なり、性的関係に関する規制も様々です。その国の性的同意年齢を満たしていれば、双方合意のうえ性的関係を持つことは問題ないのでしょうか。国による法令の違い、年齢や同意の有無をどのようにとらえるべきなのでしょうか。

A4. 援助関係者と18歳未満の子どもとの性的関係については、セーフガーディングの観点からは、同意の有無や法的同意年齢を問わず、禁止すべきと考えられています。子どもとおとなの間は、力と知識・経験の差や立場上の優劣により、対等な関係と言えないことが多々あります。さらに、子どもと援助関係者との力関係は著しく不均衡であり、子どもが性的行為を受け入れたからと言って同意があったとはみなすことはできません。性的虐待と性的搾取から子どもや若者を守り、安全な環境を実現するNGOの責任はとて大きく、現地の法律より厳しい基準を設ける必要があります。

「性的搾取と性的虐待からの保護を図る特別措置に関する国連事務総長公示」では、18歳未満の子どもと国連職員との性的関係を一律に禁止し、さらに、「子どもの年齢を誤解したという弁明は通用しない」と明言しています。NGOの多くもこれになっています。

Q5. 18歳以上であれば多くの国でおとなとみなされ、同意の上で性的関係を持つことができるはずですが、援助関係者と受益者の若者の間の性的関係がなぜ禁止されるべきなのでしょうか。

A5. 上記Q4でも述べたとおり、援助関係者とその受益者の関係には、意図するしないに関わらず、力関係の不均衡が内在しています。受益者側は不利益を恐れて断ることが難しい立場にあり、性的・心理的搾取の被害を受けるおそれが高まります。こういった場合の2人間の力関係の下では、本当の意味の同意があったとみなすことはできません。それゆえ、信頼される立場にある者が、世話をする相手や利害関係のある受益者と性的接触をすることは、違法でないとしても禁止する妥当性があるといえます。そのことをセーフガーディング指針において明確に示すことが大切です。

Q6. 私たちの組織には、子どもや若者に対して加害をするような役職員がいるとは思えません。同僚を疑ったり、お互いを監視しあったりする文化には抵抗があります。不祥事を起こした組織だけが取り組めば良いのではないのでしょうか。

A6. 確かに、同僚同士の信頼は貴重な支えとなることも多いでしょう。しかし、子どもや若者にとって虐待や搾取は非常に身近で、頻繁におこる問題なのです。起こるはずがないという認識、予防に取り組まない環境ほど、子どもや若者の危険は増していきます。大切なことは、仲間をただ信じて何も取り組まないことではなく、子どもや若者を守る責任をどうやって果たしていくかという発想です。これまで問題が表面化しなかったから健全な組織であるとは限りません。本当の意味で信頼を高めるために、各組織の事情に即したセーフガーディングのあり方について、オープンに議論していく必要があります。

¹⁷Davey, C. & Taylor, L. H. (2017). PSEA *implementation quick reference*. UK: CHS Alliance. 参照ウェブサイト <https://www.chsalliance.org/files/files/PSEA%20Handbook.pdf>

Q7. セーフガーディングの取組がないと、公的資金を申請するときや、団体資格等を得るにあたって、何か支障や不利益があるのでしょうか？

A7. UNICEF や UNHCR など国連機関の一部では、NGO などの事業実施パートナーと契約を取り交わす際に、セーフガーディングの取組を要件とし、万一問題が発生した場合の報告や調査の義務等について明記しています。また、海外では公的資金による事業実施条件としてセーフガーディングの導入を掲げている国もあります。現在、セーフガーディングの実施基準を見直している公的機関も増えており、今後さらに取組条件が整理されていくものと推測されます。

Q8. PSEA や PSEAH という言葉も耳にしますが、セーフガーディングとの違いは何かでしょうか？

A8. PSEA (Protection from Sexual Exploitation and Abuse; 性的搾取・虐待の防止) または PSEAH (Protection from Sexual Exploitation, Abuse and Harassment; 性的搾取・虐待およびハラスメントの防止) は、援助関係者による性的搾取・虐待およびハラスメント行為の防止を目的としたもので、あらゆる年齢層、受益者、および職員やボランティアをも守るものです。一方、セーフガーディングは、性的な問題に限らず、体罰やネグレクトなどあらゆる形態の暴力や不適切行為、人為的ではないものも含めた危険から守ることを目的としています。セーフガーディングの取組と、PSEA の取組は一部重複するものではありませんが、それら両方の指針を備える組織もあります。

Q9. セーフガーディング体制を整えるには専門的な知見が必要で、自分の団体だけで取り組むには難しいように感じます。助言やサポートを得ることができる組織や、研修の情報はありますか？また、参考にできる資料やウェブサイトなどもあれば教えてください。

A9. 国内であれば、JANIC の中にセーフガーディング推進のためのワーキンググループがあります。今後、研修の機会を提案したり、有益な資料や情報共有のための専用サイトを構築する予定なので、JANIC 事務局にお問い合わせください。海外であれば、英国に拠点を置く団体、Keeping Children Safe が、会員制サービスや有償の研修などを提供しています。会員以外が利用可能な資料もホームページに公開されていますので、一度覗いてみると良いでしょう。

また、本ガイドの巻末に、参考となる見本や資料について紹介しています。本研究会の参加団体のホームページでも、指針や行動規範、あるいは通報窓口などについて公開されていることが多いので、複数の団体サイトから見比べてみると良いでしょう。英語のものでは、Keeping Children Safe の他に、英国の国際協力ネットワーク組織 Bond が、セーフガーディングに関する主な文書の英文テンプレートを公開しています。ホームページからダウンロードできるので、ぜひ参考にされることをお勧めします。

<https://www.bond.org.uk/resources/safeguarding-policy-templates>

あとがき

援助関係者による子どもへの虐待・搾取の問題が国際社会で指摘されてから 20 年近くが経とうとしています。国際協力や人道支援の世界に身を置く全ての人々にとって、これ以上この問題から目をそらすことは許されません。個人の倫理観や自覚の問題に留め置くことなく、組織としてこの問題に着実に取り組むことが喫緊の課題であるのです。

本ガイドを通じ、皆さんの組織やその事業活動において、どのようにセーフガーディングの実践を行っていく必要があるのか、そのために最低基準をどのように活用することができるのかについてご理解いただくことはできたでしょうか。セーフガーディングは1つか2つの方策だけとれば足りるというものではなく、いくつもの取組を並行し包括的に行うことで、初めて子どもや若者の安全を確保することができるでしょう。しっかりとセーフガーディング体制を構築するには、数年単位の年月を要することもあるでしょう。そして、そのためには、強いリーダーシップと組織的なコミットメントが欠かせません。取組の進展を定期的に確認していくことも重要です。さらには、被害者を中心とした議論と、子どもや若者の声に耳を傾けることで、より実効性のある取組へと高めていく努力が必要と言えるでしょう。

現在、国際協力・人道支援に関わる援助セクター全体での、様々な議論が活発化しています。今後さらに国際的な基準が示されることも予想されます。ぜひそれに先んじて、本ガイドを活用してセーフガーディングの強化に着手していただきたいと願っています。やるべきことはたくさんあります。形骸化することなく持続・強化していくためには、それなりのエネルギーが必要となります。個々の組織の自覚と責任においてセーフガーディングの制度を確かなものにしていくと同時に、国際協力ネットワーク全体の課題としての危機意識を共有し、互いに切磋琢磨し、学び高めあうことの契機となれば、それに勝る喜びはありません。

巻末資料

子どもと若者のセーフガーディング最低基準チェックリスト

セーフガーディングの実施状況を把握するためのチェックリストを用意し、定期的にその達成状況や課題を確認することが求められています。下記は本ガイドの最低基準にそったチェックリストです。各団体のセルフチェックに活用してください。(基準 4-1 参照)

NO	スタンダード	スタンダードのチェックポイント	優先事項★	チェック欄			備考
				実施	一部実施	未着手	
1	子どもと若者のセーフガーディングのための組織的予防や対応に関する指針が策定されている	1-1	セーフガーディング指針が、子どもや若者を虐待・搾取や危険から守り得る適切な内容である。	★			
		1-2	組織の意思決定部門によって指針が承認され、全ての役職員や関係者に適用されている。	★			
		1-3	指針が適切な方法で発行され、広く周知、配布されている。	★			
		1-4	パートナー団体や、子どもや若者、支援対象地に指針が周知・奨励され、その具体例が示せる。				
		1-5	地域性を考慮し、指針が現地語に翻訳されている。	★			
2	子どもや若者への適切・不適切な接し方を見極め方についての手引きとなる文書がある	2-1	役職員や関係者に求められる言動や姿勢についての行動規範がある。	★			
3	子どもと若者のセーフガーディングの対策が、実務的な手続きや制度に組み込まれている	3-1	指針を実施するための、管理職の具体的な役割と監督責任が明らかにされている。	★			
		3-2	戦略書、予算策定、人材雇用、事業管理、調達、パートナー契約、団体運営などの諸手続きに子どもと若者のセーフガーディングの要素が組み込まれている。	★			
4	子どもと若者のセーフガーディングのリスク分析と軽減策がある	4-1	リスクの分析と軽減が行われ、リスク対応策一覧表などの記録がある。	★			
		4-2	広報活動やコミュニケーション媒体の使用による子どもや若者への影響が、事前に検討されている。	★			
		4-3	広報活動における画像や事例掲載についてのルールやガイドラインがある。				
5	セーフガーディングに反する問題や懸念があった際に、相談・通報を受け対応する手続きが明確になっている	5-1	セーフガーディングの通報制度に関するガイドラインがある。	★			
		5-2	組織内やパートナー団体との報告について、手順を示したフローチャートがある。				
		5-3	法的機関、社会福祉機関、子どもや若者の保護機関など、外部の相談機関や連絡先について情報がまとめられている。				

NO	スタンダード	スタンダードのチェックポイント	優先事項★	チェック欄			備考	
				実施	一部実施	未着手		
6	人材募集手続きに子どもと若者のセーフガーディングの観点から適切に盛り込まれている	6-1	求人要項に子どもと若者のセーフガーディング対策の内容が含まれている。					
		6-2	採用時に、子どもや若者への責任を果たすための適性を複数の手段で審査し、セーフガーディングの取組に対する理解や合意を確認している。	★				
	7	役職員や関係者の役割や責任が明確化され、またその履行を推進する体制がある	7-1	就業規則や労働契約書（雇用契約書）等に子どもと若者のセーフガーディング遵守の義務が明記されている。または別途、遵守誓約書を交わしている。	★			
			7-2	担当者とその業務内容が明確にされ、管理職がその遂行を支援している。	★			
	8	役職員や関係者は、子どもと若者のセーフガーディングに関する研修を受け、各人の役割と責任を理解している	8-1	役職員や関係者は、子どもと若者のセーフガーディング指針と行動規範の内容を理解している。	★			
			8-2	役職員や関係者は、懸念を感じた際の通報義務とその連絡先を知っている。	★			
8-3			研修計画、研修出席者記録、研修評価の記録がある。					
9	パートナー団体や支援対象地域、そして子どもや若者自身が、子どもと若者のセーフガーディングについて理解をしている	9-1	パートナー団体選定要件に、子どもと若者のセーフガーディングの見地が含まれている。	★				
		9-2	パートナー団体との合意書に、子どもと若者のセーフガーディングに関する責任事項が明記され、実践されている。					
		9-3	パートナー団体と交わす事業計画書・予算書・報告書に、子どもと若者のセーフガーディングに関する記述がある。					
		9-4	子どもや若者からの相談・通報を受けるための制度・仕組みがある。	★				
		9-5	子どもや若者が、セーフガーディングについての説明を受け、相談や通報の手段を知っている。	★				
10	子どもと若者のセーフガーディング対策について、定期的なモニタリングや見直しを行い、実践から得た学びを反映している	10-1	進捗管理や取組見直しのためのチェックリストがある。	★				
		10-2	セーフガーディングの取組状況が定期的にモニタリングされ、その記録が残されている。					
		10-3	実践と経験から教訓を導き、再発防止や施策強化が行われている。	★				
11	情報保護に留意しつつ、しかるべき関係機関への報告と記録管理が行われている	11-1	事案対応の進捗、結果、教訓が主な関係者に報告されている（外部機関への連絡も含む）。	★				
		11-2	相談を含む全案件についての正確な記録と、アクセス制限などの情報管理がなされている。	★				

参考資料一覧

■自団体のセーフガーディング資料を公開をしている日本の NGO 例

セーフガーディング指針や行動規範、通報窓口などをホームページでも公開している団体のウェブサイトを紹介し、関係者や子どもへの周知のために使っているパンフレットや、運用にあたっての具体的な留意事項について紹介したものもあるので、ぜひ参考にしてください。

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

https://www.savechildren.or.jp/about_sc/quality1.html

チャイルド・ファンド・ジャパン

<https://www.childfund.or.jp/about/vision.html>

プラン・インターナショナル・ジャパン

<https://www.plan-international.jp/about/policy/safeguarding/>

ワールド・ビジョン・ジャパン

<https://www.worldvision.jp/about/protection-policy.html>

■セーフガーディングに関する専門ガイドブック・参考資料

様々な団体がセーフガーディングに取り組むにあたり、参考になるガイドブックや参考資料、および研修情報などが提供されています。

Keeping Children Safe のリソース・ライブラリー (英語)

Child Safeguarding Standards and How to Implement Them (2014)

Management of Child Safeguarding Allegations (2016)

Keeping Children Safe Online: a guide for organisations (2014)

Presentation: Keeping Children Safe Standards

<https://www.keepingchildrensafe.org.uk/how-we-keep-children-safe/capacity-building/resource-library>

National Society for the Prevention of Cruelty to Children (NSPCC) の資料や研修情報 (英語)

<https://learning.nspcc.org.uk/>

NSPSS によるセーフガーディング指針作成のガイドラインと関連資料 (英語)

Writing Safeguarding Policies and Procedures

<https://learning.nspcc.org.uk/safeguarding-child-protection/writing-a-safeguarding-policy-statement/>

CHS Alliance による PSEA ハンドブック (英語)

PSEA Implementation Quick Reference Handbook

<https://www.chsalliance.org/get-support/resource/psea-implementation-quick-reference-handbook/>

■セーフガーディングに関する各種テンプレート

英国 NGO ネットワーク Bond によるテンプレート (英語)

Safeguarding Policy

Code of Conduct

Dealing with Safeguarding Reports

Disclosure of Malpractice in the Workplace (Whistleblowing)

Complaints Policy

<https://www.bond.org.uk/resources/safeguarding-policy-templates>

■動画

国内外の団体が作成した映像資料です。

To Serve With Pride: Zero tolerance for sexual exploitation and abuse (英・仏語他)
国連と NGO による PSEA タスク・フォースにより制作された啓発用動画

<https://resourcecentre.savethechildren.net/library/serve-pride-zero-tolerance-sexual->

Safeguarding Summit 2018: Are you listening? (英語)

英国の国際開発者 (DFID) により 2018 年のセーフガーディングサミット用に制作された動画

<https://www.youtube.com/watch?v=z9D9kUNV9h8>

子どもを守る手を、子どもを傷つける手にしない— 子どものセーフガーディング
セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの内外の関係者向けに制作された動画

https://www.youtube.com/watch?v=4jOKWb5_eII



© Claire Thomas / Save the Children

本ガイドは、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが受託した外務省の令和元年度 NGO 研究会「日本の国際協力 NGO における『セーフガーディング』の取組促進のための提言とガイドラインの作成」事業の一環として、国際協力 NGO センター (JANIC) の「子どもと若者のセーフガーディング・ワーキンググループ」に属する以下のメンバーにより共同作成されました。

執筆

特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパン
細井なな
公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン
中島玖
公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
金谷直子

企画編集協力

特定非営利活動法人 ACE
成田由香子
特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン
池内千草、佐々木貴代

レイアウト編集

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
太田しのぶ、和田優紀

令和元年度 NGO 研究会

「日本の国際協力 NGO における『セーフガーディング』の取組促進のための提言とガイドラインの作成」成果物

発行 2020年1月

発行人 外務省 国際協力局 民間援助連携室
東京都千代田区霞が関 2-2-1 TEL 03-3580-3311

企画編集責任 公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
東京都千代田区内神田 2-8-4 山田ビル 4F TEL 03-6859-6869
WEB <http://www.savechildren.or.jp/>

本書に関するお問い合わせは、公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンへお寄せください。

協力団体

